

平成 27 年 2 月 13 日(金)

第 7 回 上田市子ども・子育て会議

資料 2

上田市 未来っ子 かがやきプラン

～上田市子ども・子育て支援事業計画～

(素案)

平成 27 年 2 月

目 次

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
5 策定体制	3

第 2 章 上田市次世代育成支援後期行動計画の進捗状況 4

第 3 章 上田市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯・人口動態等	5
2 将来の人口予測	9
3 教育・保育施設の状況	10
4 地域子ども・子育て支援事業の状況	11
5 ニーズ調査の結果概要	15

第 4 章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

1 基本理念	23
2 大切な視点	23
3 基本目標	23
4 計画の体系	24
5 基本施策	24

第 5 章 教育・保育施設の充実

1 教育・保育提供区域の設定	51
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	52

第 6 章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定	55
2 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	56

第 7 章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制	62
2 市民・地域、関係団体等との連携	62
3 国・県などとの連携	62
4 計画の達成状況の点検・評価	63

資 料 編 64

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。

上田市においても、「安心して子どもを生み育てられる地域」となるため、平成17年度から上田市次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実と発展に取り組んできました。

しかしながら、全国的に、少子化は依然として進行しており、子育てに関する支援が質・量ともに不足していること、子育てに孤立感や負担感を持つ保護者が増加していること、都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、国は、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートするに当たり、上田市では、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて「上田市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画は、市民・地域・企業・市の協働により、市全体で子育てを支え、子どもの視点に立った、「子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していくける環境を創り出すことを目的に策定するものです。

また、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成37年までに延長）に基づく計画等を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定し、平成27年度以降は、この新しい計画に基づき、少子化の抑制・解消に向けて、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施します。

2 計画の位置付け

○ 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画、国で新たに作成した「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の行動計画にも位置付けます。

○ 本計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における

環境整備など、子育に関する支援にかかる施策を推進するものであり、最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との整合を図り、調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

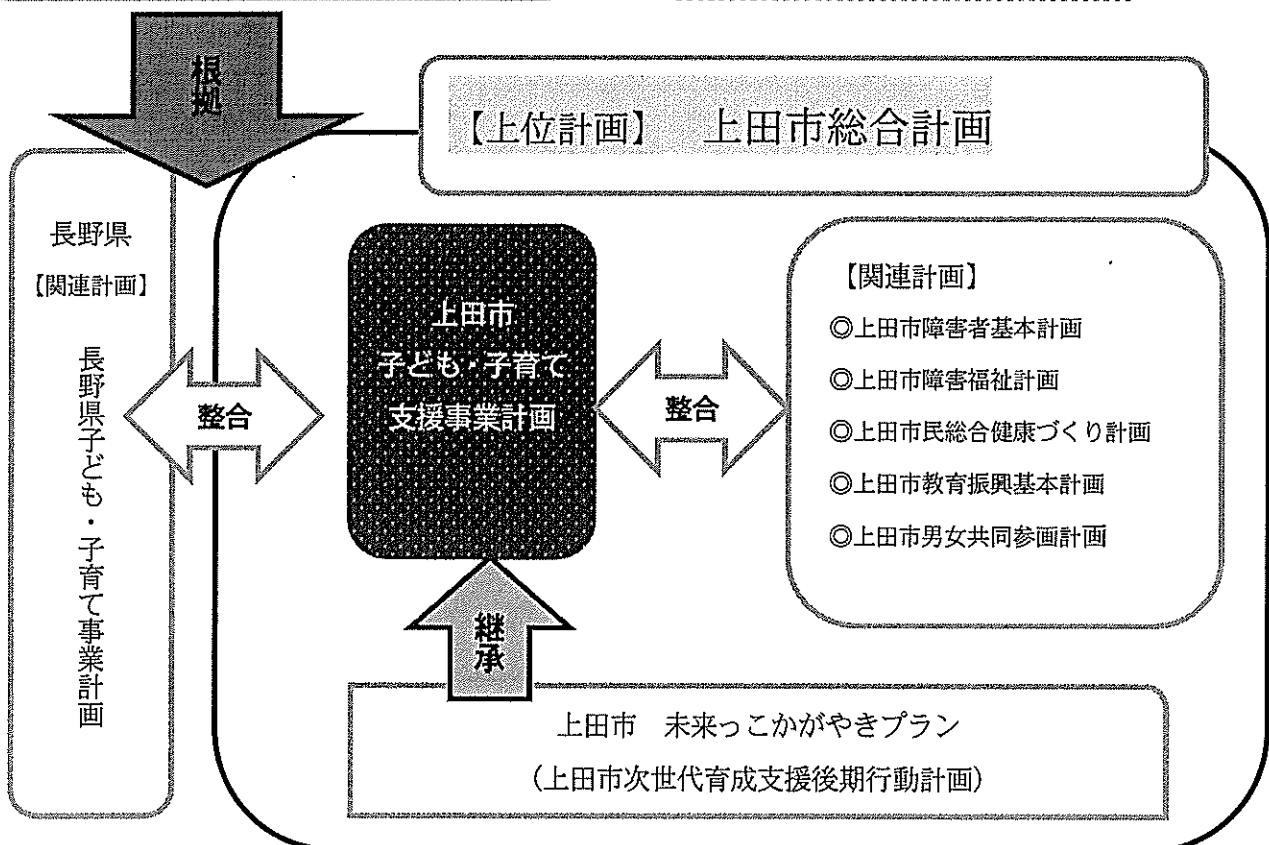
国【根拠法令】

- 子ども・子育て関連3法（※）
- 次世代育成支援対策推進法

（※） ○子ども・子育て支援法

○認定こども園法

○児童福祉法等関連法律の整備法



3 計画の対象

本計画の対象は、上田市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）と子育て家庭、これから子どもを産もうとする市民、地域で子育て支援活動を行う市民とします。

4 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 策定体制

(1) 「上田市子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上田市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) 利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象として、「上田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

結果の概要は、「第3章 5 ニーズ調査の結果概要」のとおりです。

第2章 次世代育成支援後期行動計画の特定事業進捗状況

事業名と事業概要	平成25年度までの実施状況	平成26年度の目標事業量
ファミリー・サポート・センター事業 地域で子どもの預かり等の援助を行いたい者と受けたい者からなる会員制の相互援助組織	1か所（利用延べ件数1,254件/ 登録人数808人） (上田市社会福祉協議会に事業委託)	1か所
一時預かり事業 保護者の疾病等により、家庭での保育が一時的に困難となった場合等に、児童を保育所等において一時的に保育を行う事業	17か所（7,034人が利用） (公立保育園10園・私立保育園7園)	21か所
ショートステイ事業 保護者が疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった場合等に、児童を児童養護施設等において一定期間養育する事業	2か所（2人/2泊） (児童養護施設3か所で実施可能)	3か所
放課後児童健全育成事業 保護者の労働等により、留守家庭で、概ね小学校低学年児童に、適切な遊び・生活の場（児童クラブ・学童保育所）を与え、健全な育成を図る事業	26か所（登録児童数2,243人） (児童クラブ20か所・学童保育所6か所)	29か所 1,744人
地域子育て支援拠点事業 主に0歳から3歳までの子どもとその親が交流できる場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業	13か所（利用者数約92,600人）	14か所
通常保育事業 日中、家庭での保育に欠ける児童について、保育所で保育を行う事業（11時間） ＊目標事業量は認可保育所のみ	【3歳未満児】1,087人 【3歳以上児】2,732人 (公立保育園31園・私立保育園10園、 公立幼稚園2園で実施)	【3歳未満児】805人 【3歳以上児】2,520人
延長保育事業 保育所が11時間を越えて開所し、更に、概ね30分以上の延長保育を行う事業	23か所（1,126人が利用） (公立保育園13園・私立保育園10園で実施)	26か所 1,108人
休日保育事業 休日等に、保育に欠ける児童について、保育所等で保育を行う事業	3か所（62人が利用） (公立保育園3園で実施)	4か所 109人
病児・病後児保育事業 保護者が労働等により、病気の児童を家庭で保育することが困難な場合に、病院等において一時的に保育を行う事業	1か所（558人が利用） (上田病院に事業委託)	2か所

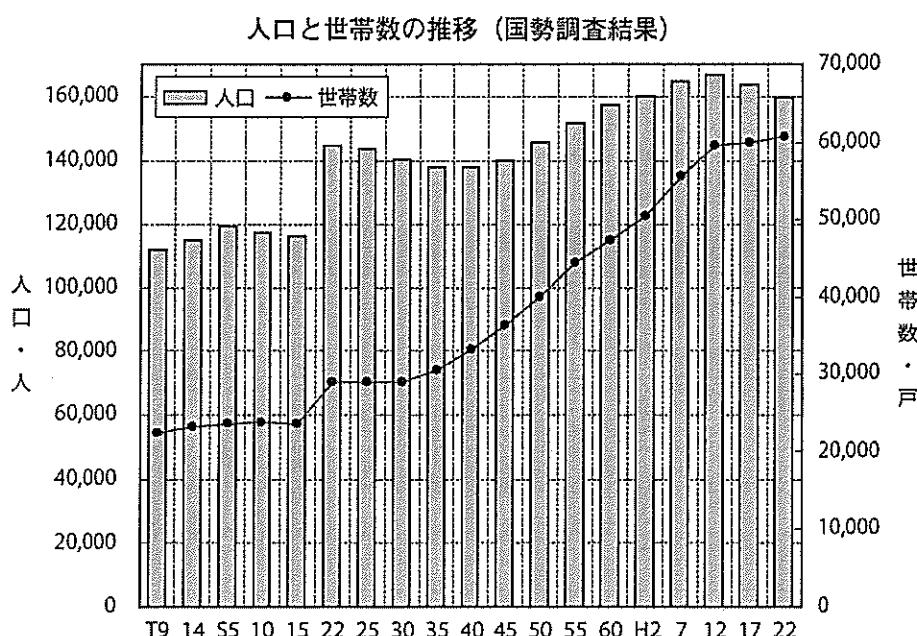
市は、次世代育成支援対策推進法に基づき、上田市次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、総合的な少子化対策に取り組んできました。この計画は、母子保健、保育サービス、ワーク・ライフ・バランス、住環境の整備など広範囲の分野にわたる約240事業を実施し、特に重要とされる保育・養育に係る特定事業は、上記目標事業量と実際の利用状況を勘案しながら推進してきました。この次世代育成支援後期行動計画の進捗状況を踏まえて子ども・子育て支援事業計画の策定を行います。

第3章 上田市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯・人口動態等

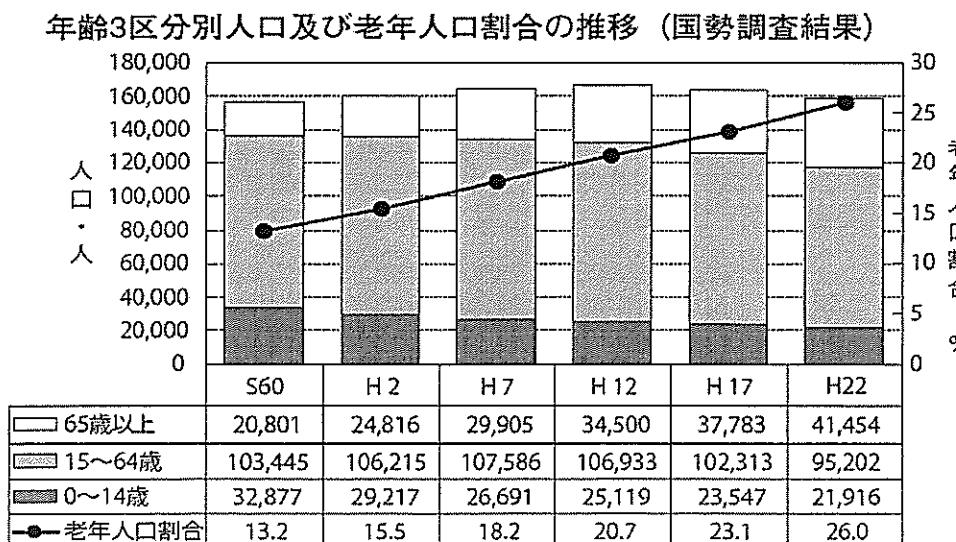
(1) 人口の推移

平成26年1月1日現在、上田市の総人口と世帯数は、総人口157,646人、総世帯数63,806世帯です。上田市の総人口と世帯数は、平成13年の166,979人、60,786世帯をピークに減少傾向をつづけている。



(2) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分（老人人口：65歳以上、生産年齢人口：15歳～64歳、年少人口：0歳～14歳）の推移については、老人人口が年々増加しているのに対し、生産年齢人口及び年少人口は減少している。少子高齢社会となっている。



(3) 自然動態・社会動態

自然動態は、出産数を死亡数が上回っている。社会動態は、平成23年以降、転入が転出を上回っている。

○自然動態（出生－死亡）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
出生数	1,417	1,263	1,348	1,294	1,278	1,217
死亡数	1,722	1,659	1,756	1,761	1,750	1,842
増減	-305	-396	-408	-467	-472	-625

※上田市の統計より

○社会動態（転入-転出）

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
転入	総数	5,208	5,370	4,810	5,153	4,676	4,699
	県外	2,713	2,846	2,617	2,763	2,466	2,493
	県内	2,495	2,524	2,193	2,390	2,210	2,206
転出	総数	5,691	6,248	5,271	5,065	4,632	4,361
	県外	3,208	3,819	3,187	2,944	2,606	2,289
	県内	2,483	2,429	2,084	2,121	2,026	2,072
増減		-484	-878	-461	88	44	134

※上田市の統計より

(4) 出生の状況

ア 合計特殊出生率

上田市の合計特殊出生率については、平成15年に最低の1.40を記録して以降、微増傾向にある。

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
上田市	1.50	1.41	1.53	1.52	1.57	1.54
長野県	1.45	1.43	1.53	1.50	1.51	1.54
全 国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43

※長野県衛生統計、我が国の人団動態（厚生労働省）より

イ 出生順位

	出生数 合計	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子～
平成 19 年	1,386	641 (46.2%)	522 (37.7%)	182 (13.1%)	33 (2.4%)	8 (0.6%)
平成 20 年	1,358	600 (44.2%)	492 (36.2%)	225 (16.6%)	38 (2.8%)	3 (0.2%)
平成 21 年	1,228	557 (45.4%)	477 (38.8%)	153 (12.5%)	37 (3.0%)	4 (0.3%)
平成 22 年	1,316	610 (46.4%)	494 (37.5%)	157 (11.9%)	48 (3.6%)	7 (0.5%)
平成 23 年	1,264	581 (46.0%)	418 (33.1%)	222 (17.6%)	37 (2.9%)	6 (0.5%)

※長野県衛生統計より

※数値には、外国籍を含まず。

ウ 出生時の母の年齢

出生時の母親の年齢は、20歳後半から30歳代前半が漸減しているのに対して、30歳代後半が是漸増している。

	出生数 合計	15 歳 ～19 歳	20 歳 ～24 歳	25 歳 ～29 歳	30 歳 ～34 歳	35 歳 ～39 歳	40 歳 ～44 歳	45 歳 ～
平成 19 年	1,386	18 (1.3%)	167 (12.0%)	419 (30.2%)	521 (37.6%)	233 (16.8%)	28 (2.0%)	0 (0.0%)
平成 20 年	1,358	20 (1.5%)	144 (10.6%)	401 (29.5%)	522 (38.4%)	237 (17.5%)	32 (2.4%)	2 (0.1%)
平成 21 年	1,228	17 (1.4%)	142 (11.6%)	334 (27.2%)	457 (37.2%)	240 (19.5%)	36 (2.9%)	2 (0.2%)
平成 22 年	1,316	19 (1.4%)	137 (10.4%)	392 (29.8%)	473 (35.9%)	265 (20.1%)	29 (2.2%)	1 (0.1%)
平成 23 年	1,264	23 (1.8%)	143 (11.3%)	338 (26.7%)	438 (34.7%)	261 (20.6%)	58 (4.6%)	3 (0.2%)

※長野県衛生統計より

※数値には、外国籍を含まず。

(5) 世帯の状況

昭和55年の平均世帯人員数 3.4人／世帯から減少を続け、平成24年には2.6人／世帯となっている。

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 25 年
総人口	164,207	166,568	163,651	159,597	158,548	157,551
世帯数	55,706	59,519	59,858	60,660	61,687	61,882
平均世帯人員	2.9	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5
平均児童生徒人員			0.24	0.23	0.22	0.22

※上田市の統計より

(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻数は減少傾向にあり、離婚数はほぼ横ばいの状況となっている。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
婚姻数	819	773	858	800	805
離婚数	333	275	271	298	306

※上田市の統計より

(7) ひとり親家庭数の状況

ひとり親家庭数は増加傾向にある。また父子家庭数は微増している。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
母子家庭	1,892	1,942	2,031	2,064	2,056
父子家庭数	115	144	144	144	156
合計	2,007	2,086	2,175	2,208	2,212

※父子家庭数については、平成24年までは3年ごとの調査。

(8) 児童虐待相談の件数

児童虐待相談の件数については、平成23年以降ほぼ横ばいの状況である。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
上田市	47	62	75	73	75
長野県	517	839	767	1,016	1,358
国	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765

(9) 障がいのある子どもの状況 (身体障害者、療育、精神保健福祉手帳所持者数)

	身体障害	療育	精神保健	合計
0~5 歳	17	54	0	71
6~14 歳	54	172	13	239
15~17 歳	15	92	1	108
合 計	86	318	14	418

※数値は、H26.3/31 時点

(10) 児童・生徒数と特別支援学級に在籍する児童・生徒数

	児童数	生徒数	合計	特別支援学級の児童、生徒数		
				児童	生徒	合計
平成 22 年	9,244	4,557	13,801	193	104	297
平成 23 年	9,132	4,553	13,685	201	112	313
平成 24 年	8,961	4,527	13,488	250	129	379
平成 25 年	8,868	4,410	13,278	279	134	413
平成 26 年	8,695	4,429	13,124	285	152	437

※数値は、各年の 5/1 時点

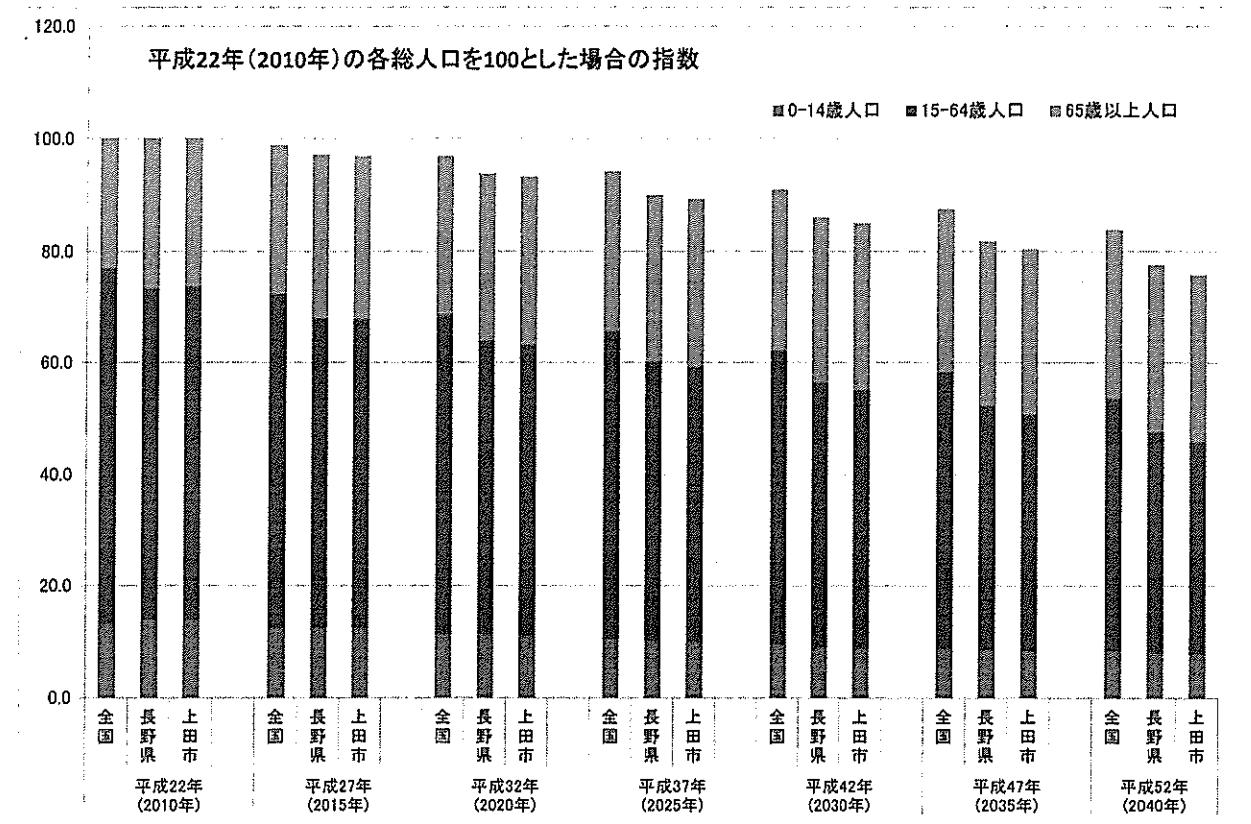
2 将来の人口予測

将来の人口予測

年少人口及び生産人口は減少傾向にあり、老人人口が増加傾向にあることから、さらに少子高齢化が進行する。

	年少人口 (0~14 歳)	生産年齢 人口 (15~64 歳)	老人人口 (65 歳以上)	年少人口 の割合	生産年齢 人口 の割合	老人人口 の割合	全人口
平成 22 年	21,927	95,911	41,759	13.7%	60.1%	26.2%	159,597
平成 27 年	20,041	88,336	46,192	13.0%	57.1%	29.9%	154,569
平成 32 年	17,716	83,323	47,916	11.9%	55.9%	32.2%	148,955
平成 37 年	15,796	78,859	47,861	11.1%	55.3%	33.6%	142,516
平成 42 年	14,170	73,873	47,580	10.4%	54.5%	35.1%	135,623
平成 47 年	13,125	67,889	47,368	10.2%	52.9%	36.9%	128,382
平成 52 年	12,368	60,811	47,748	10.2%	50.3%	39.5%	120,927

※将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 平成 25 集計）より



3 教育・保育施設の状況

(1) 公私立保育園の利用状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
在籍児童数	3,616	3,642	3,659	3,597
定員数	4,090	4,075	4,075	4,075
施設数	42	41	41	41

※数値は、各年の 3/31 時点

(2) 公私立幼稚園の利用状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
在籍児童数	1,318	1,272	1,238	1,227
定員数	2,128	2,128	2,128	1,990
施設数	13	13	13	14

※在籍児童数は、各年の 5/1 時点

(3) 認定こども園（地方裁量型）の利用状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
在籍児童数	21	12	7	32
定員数	36	36	36	36
施設数	1	1	1	1

※在籍児童数は、各年の 3/31 時点

(4) 認可外保育施設の利用状況（事業所内保育所含む）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
在籍児童数	199	160	146	148
定員数	245	257	105	128
施設数	10	12	11	10

※在籍児童数は、各年の 3/31 時点

4 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 地域子育て支援拠点事業（子ども広場、地域子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組み。

上田市では、地域子育て支援センター 7か所（うち保育園併設6か所）、ひろば事業13か所（子育て支援センター含む）で地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える取組みを行っている。

実績

	施設数	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
地域子育て支援センター	7	72,457	75,004	77,081	75,102
児童館・児童センター	5	13,747	11,636	10,895	11,964
丸子子育てサロン	1	4,646	4,820	4,565	4,701
計	13	90,850	91,460	92,541	91,767

(2) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦健康診査に対する公費助成を行う。

【助成内容】全妊婦14回（母子健康手帳交付の時に、14枚の基本健診票、4種類（5枚）の追加検査

受診票、4枚の超音波受診票を交付します）総額115,440円を上限に助成。

実績

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
妊娠届出人数	1,390	1,285	1,355	1,234
利用回数（回）	16,465	15,531	15,956	14,809
利用平均(回/人)	11.8	12.1	11.8	12.0

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対して、保健師または助産師が自宅を訪問し、乳児の発育状況の確認、保護者の健康・育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行う。

実績

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
訪問指導件数（人）	1,203	1,273	1,261	1,191
訪問率（%）	95.0	98.0	98.0	97.7

(4) 養育支援訪問事業

若年や妊婦健康健診未受診者、望まない妊娠等、妊娠期も含め、継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、健康推進課及び子育て・子育ち支援課においてその必要性を把握した上で、保健師や助産師が、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う。

実績

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
実家庭数（人）	89	86	128	169
延べ家庭数（回）	595	605	776	1,179

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等により一時的に子育てに支障をきたす場合等に、児童を施設において預かることにより保護者の育児の負担軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて、子育てを支援する。

実績（延べ日数および実児童数）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
ショートステイ（延べ泊）	16	57	17	2
〃（実児童数）	5	10	4	2
夜間支援（延べ日）	51	14	5	3
〃（実児童数）	2	2	1	1

(6) ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の人が、仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時に、地域の人が応援する会員同士の相互援助活動。子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）に、子育ての応援をしたい人（協力会員）をセンター事務局が紹介し、依頼会員が協力会員へ子どもの世話を依頼し、活動終了後に一定の料金を支払う仕組み。

実績（延べ件数・会員数）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
活動件数	1,386	1,845	1,206	1,259
実利用者数	241	265	208	121
依頼会員	459	478	490	489
提供会員数	204	213	215	208
両方会員数	119	126	120	111

(7) 一時預かり事業

ア 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

私立幼稚園を活用する保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園園則等で定める通常の保育時間の前後や、土曜日、長期休業日に希望する在園児を預かる「預かり保育」を実施している。（私立 11 園で実施）

公立幼稚園の教育課程に係る教育時間終了後、幼稚園の管理下において希望する在園児を預かり、保育をすることにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援する。（公立 2 園で実施）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）の実績

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
延べ人数	40,975	41,028	41,057	41,012

イ 一時預かり事業（幼稚園預かり保育事業以外）

就労または学習等による継続的な理由や冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減などの理由等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、平日の昼間に保育所において一時的に預かりや必要な保護を行う。（私立7園、公立10園で実施）

一時預かり事業（幼稚園預かり保育事業以外）の実績

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
延べ人数	8,238	8,299	8,895	8,824

（8）時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間を越えて、更に延長して保育を行う（延長保育）。（私立10園、公立31園で実施）また、日曜日や祝日にも保育を行う（休日保育）。（公立3園で実施）

延長保育事業の利用実績

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
延べ人数	30,693	29,240	31,303	32,381

休日保育事業の利用実績

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
延べ人数	680	508	551	515

（9）病児保育事業（病後児保育）

児童が病気などのため、入院治療は必要ないが、他の児童との集団生活が困難な時期に保育所等にかわって、その児童を一時的に預かる事業。現在、上田病院へ委託し、病気の急性期や急な容態変化へも迅速な対応が可能である医療機関併設型で実施している。

実績

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
延べ人数	464(5)	558	470(6)	558
実利用者数	120(2)	164	155(4)	166
登録者数	568	744	856	964

※（ ）内は、うち病後児としての利用者数

（10）放課後児童対策事業

児童館・児童センターは、18歳未満の児童に健全な遊びの場を提供し、児童の健康を増進するため設置している。（施設数11か所で実施）

学童保育所、児童クラブは、保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童を対象に、学校の空き教室等において、学童保育指導員により適切な遊び及び生活の場を提供している。（施設数20か所で実施）

実績（小学生）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
平日1日	児童館・児童センター	337	312	341	309
当たり利	学童保育所	203	201	215	218
用児童数	児童クラブ	535	569	662	667

5 ニーズ調査の結果概要

○調査対象：市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 2,000人 と小学生児童がいる家庭の保護者2,000人

○調査期間：平成26年2月15日～平成26年2月25日

○調査方法：郵送配付・回収

○配布数：4,000通

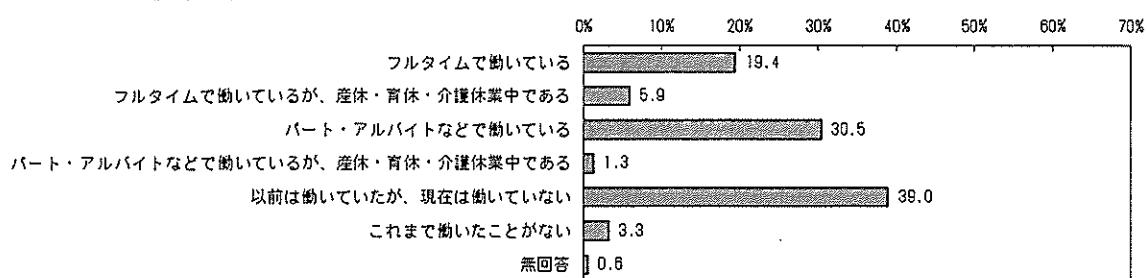
○回収数：2,122票

○回収率：53.1%

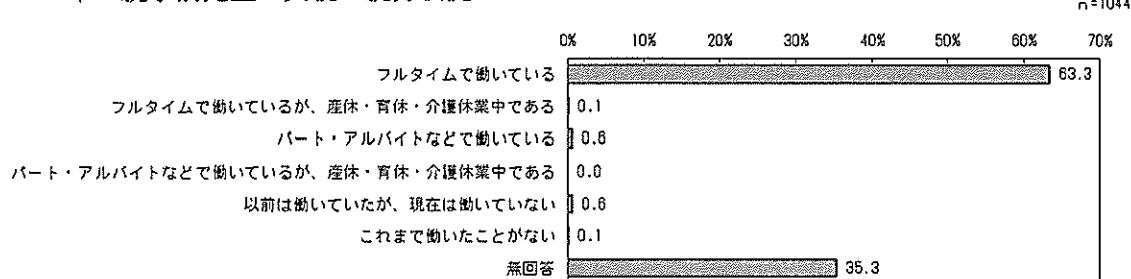
※詳細は、「上田市子ども・子育て支援計画策定のためのアンケート調査（ニーズ調査）集計報告書」を参照のこと。

（1）保護者の就労状況

ア 就学前児童の母親の就労状況

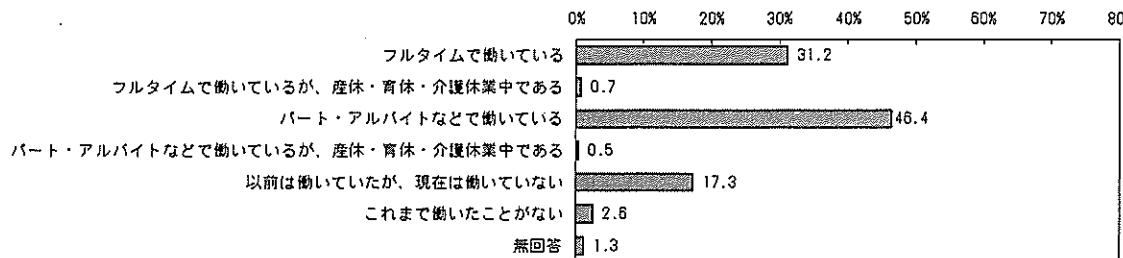


イ 就学前児童の父親の就労状況



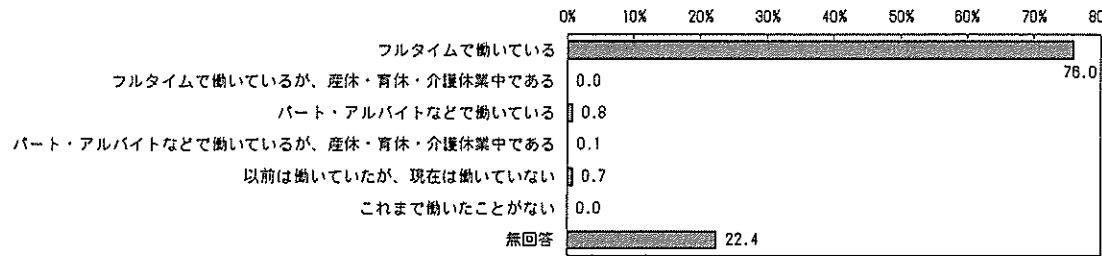
ウ 小学生の母親の就労状況

n=1078



エ 小学生の父親の就労状況

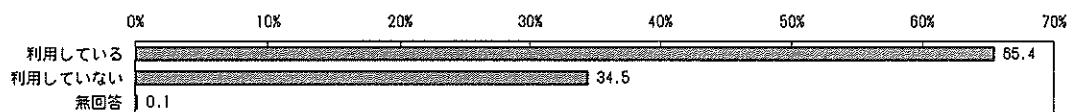
n=1078



(2) 教育・保育施設等の利用状況と利用希望

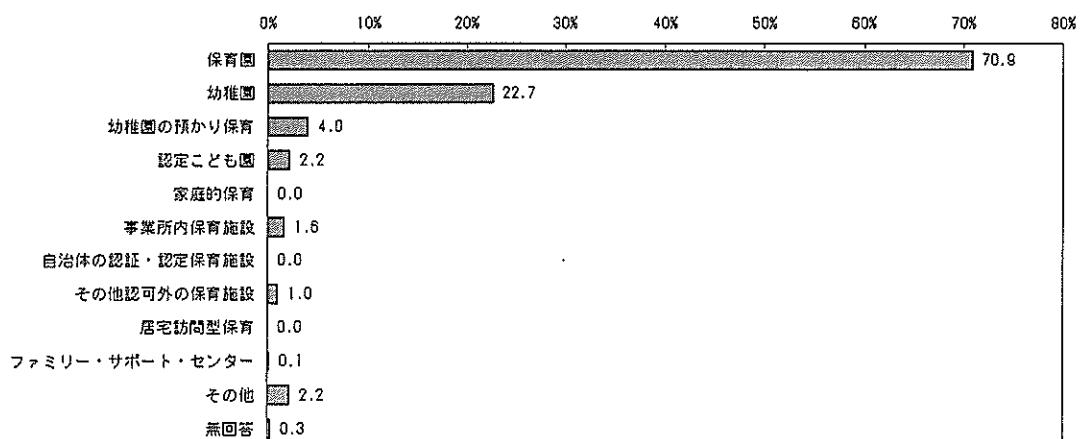
ア 平日の施設（保育園、幼稚園等）利用の有無について

n=1044



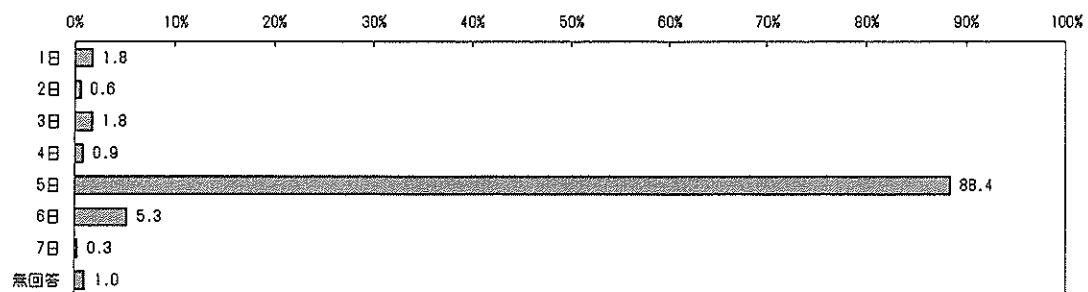
イ 利用する施設について

n=683



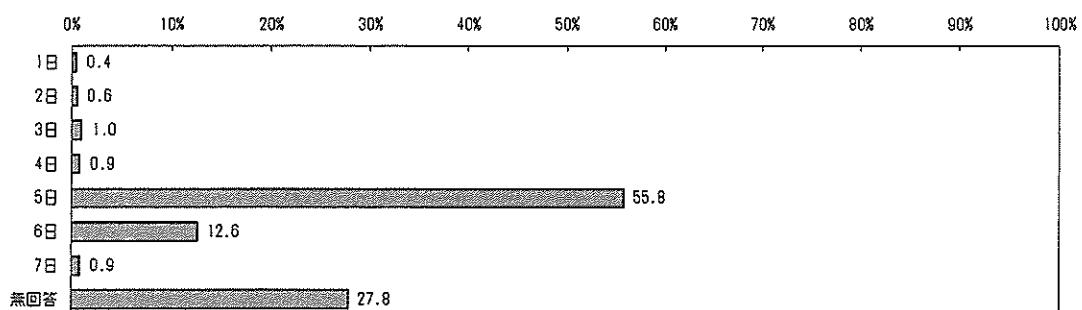
ウ 現在の利用日数（1週あたり）について

n=683



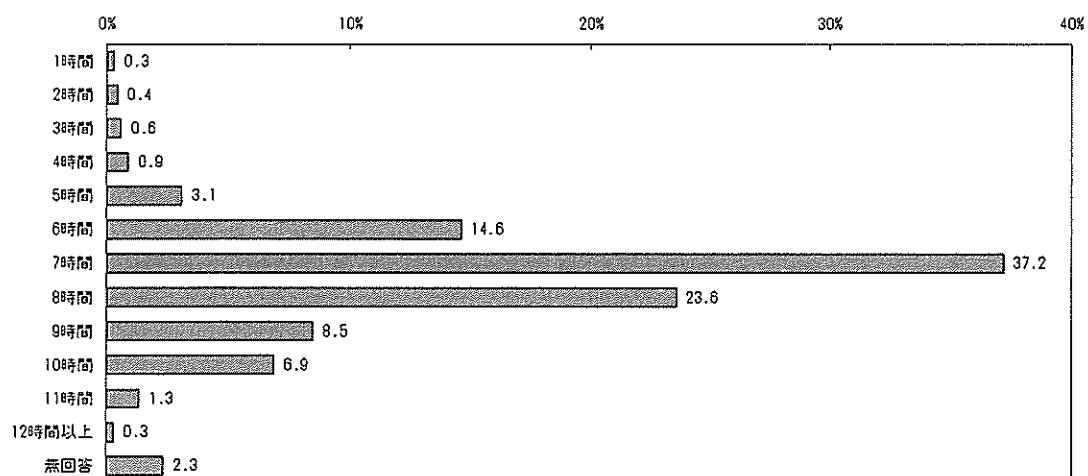
エ 希望する利用日数（1週あたり）について

n=683



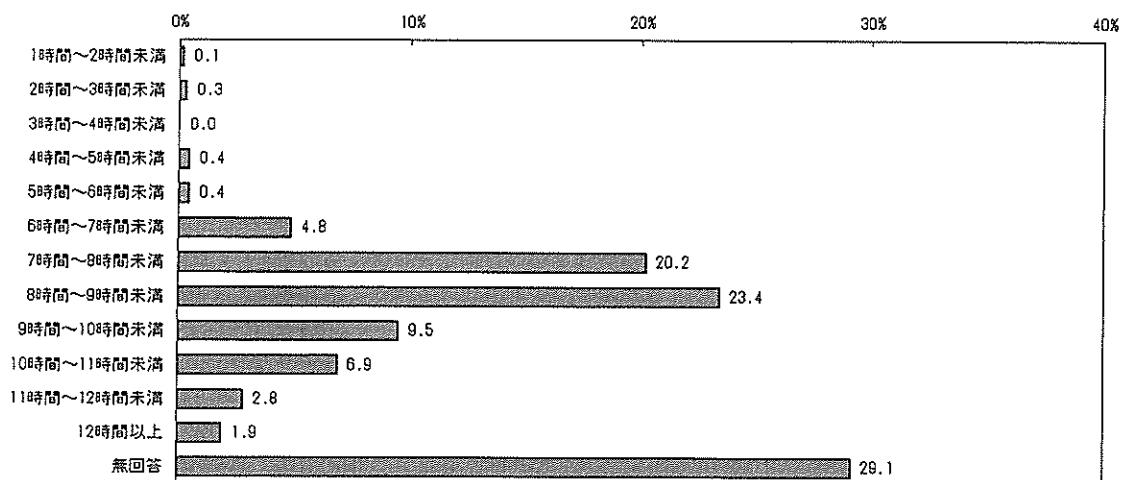
オ 現在の利用時間（1日あたり）について

n=683



力 希望する利用時間（1日あたり）について

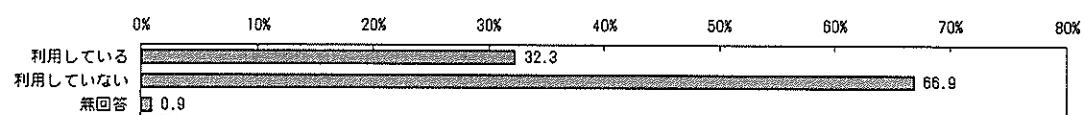
n=683



（3） 地域の子育て支援事業の利用状況と利用希望について

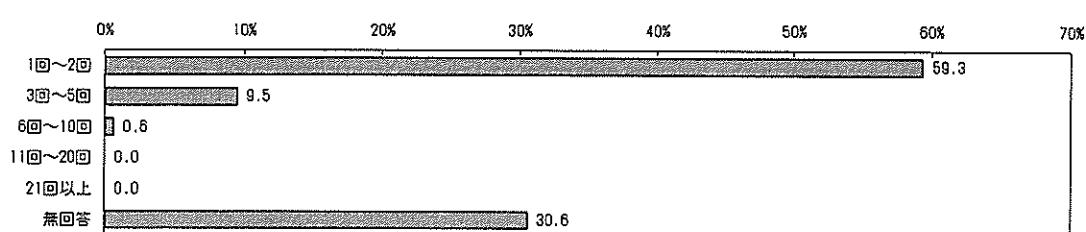
ア 地域子育て支援拠点事業（子育て広場・子育て支援センター）の利用状況について

n=1044



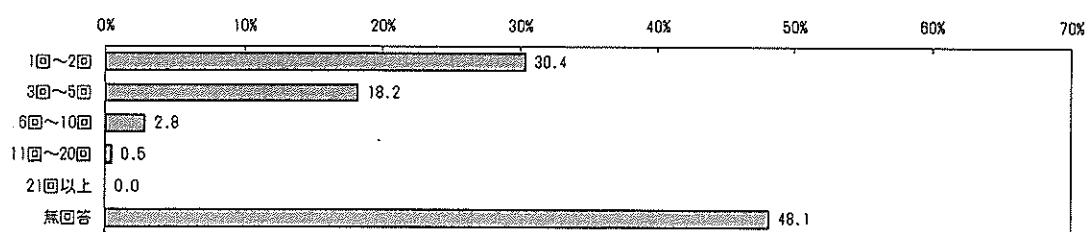
イ 利用している回数（月あたり）について

n=337



ウ 今後利用回数を増やしたい回数（月あたり）について

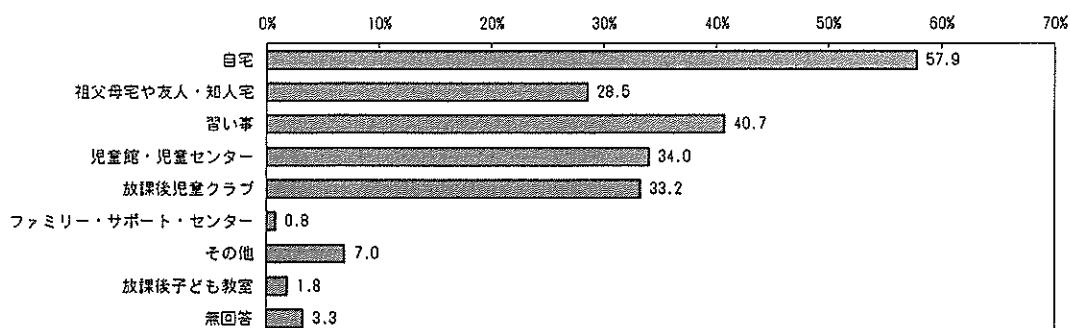
n=214



(4) 小学校入学後の放課後の過ごし方の希望について

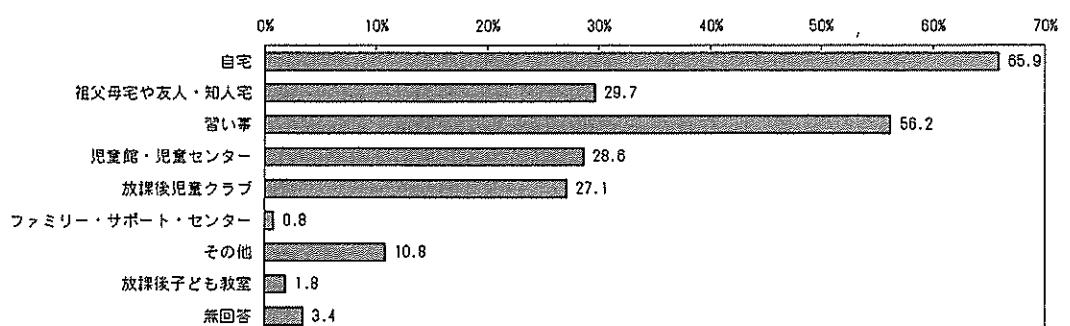
ア 希望する放課後の居場所（低学年）について

n=1044



イ 希望する放課後の居場所（高学年）について

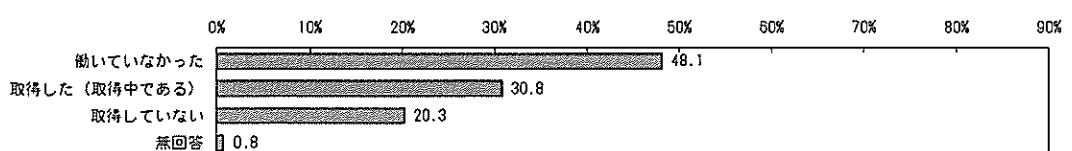
n=1044



(5) 保護者の育児休業の取得状況について

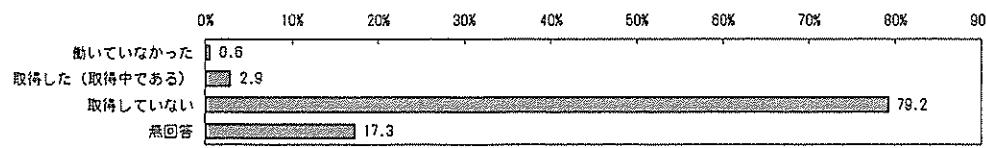
ア 母親の育児休業の取得について

n=1044

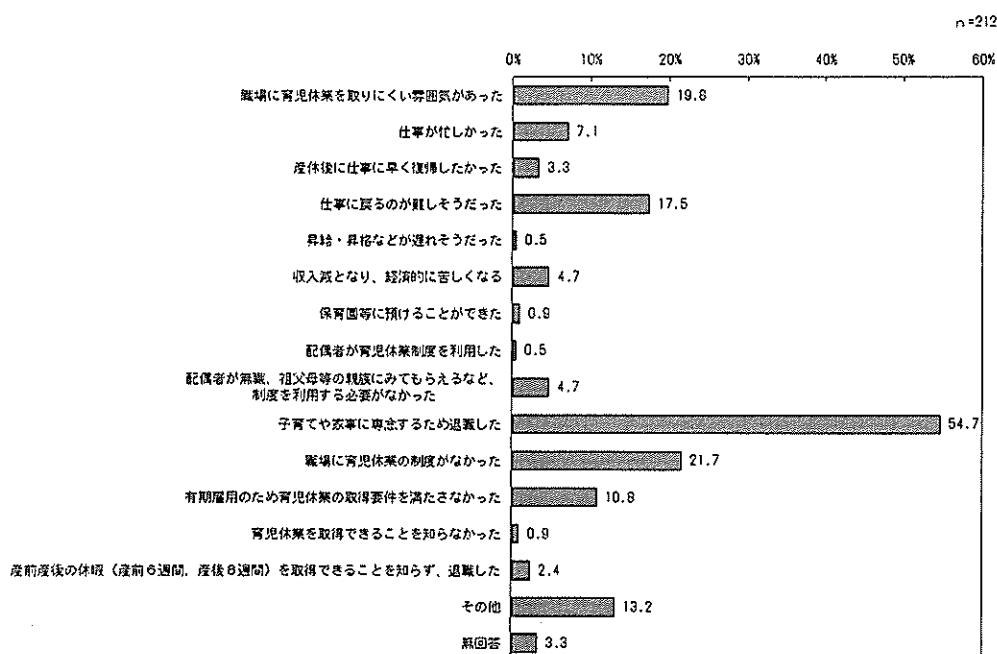


イ 父親の育児休業の取得について

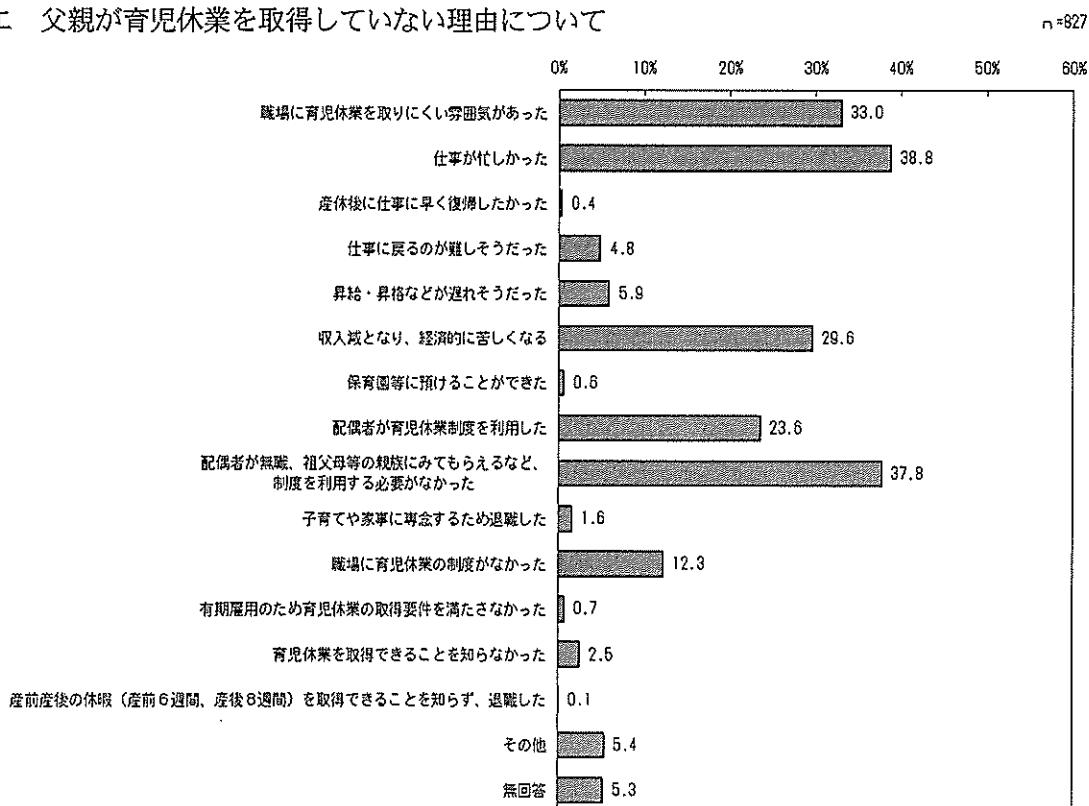
n=1044



ウ 母親が育児休業を取得していない理由について



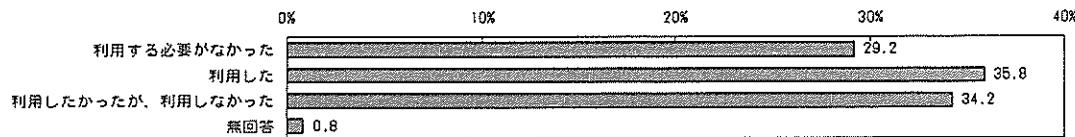
エ 父親が育児休業を取得していない理由について



(6) 保護者の職場復帰時における短時間勤務制度育児休業の取得状況について

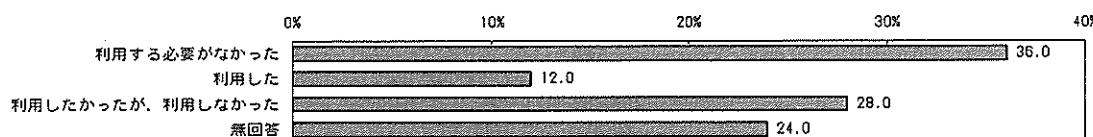
ア 母親の短時間勤務制度育児休業の利用について

n=240



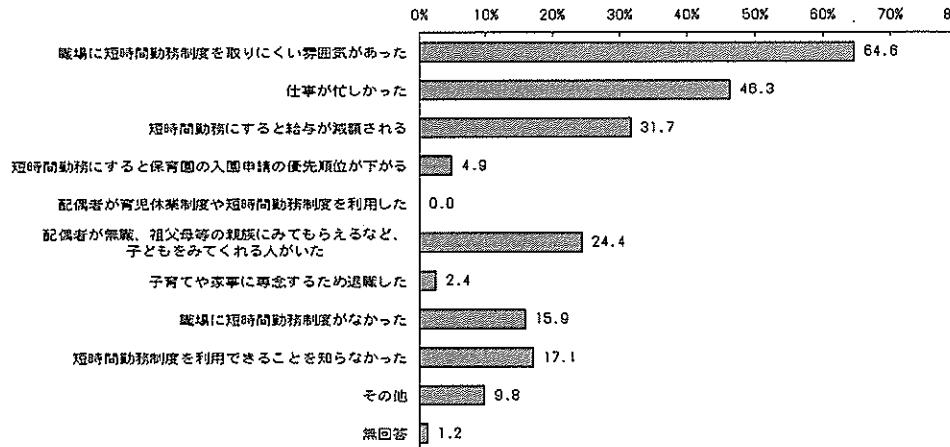
イ 父親の短時間勤務制度育児休業の利用について

n=25



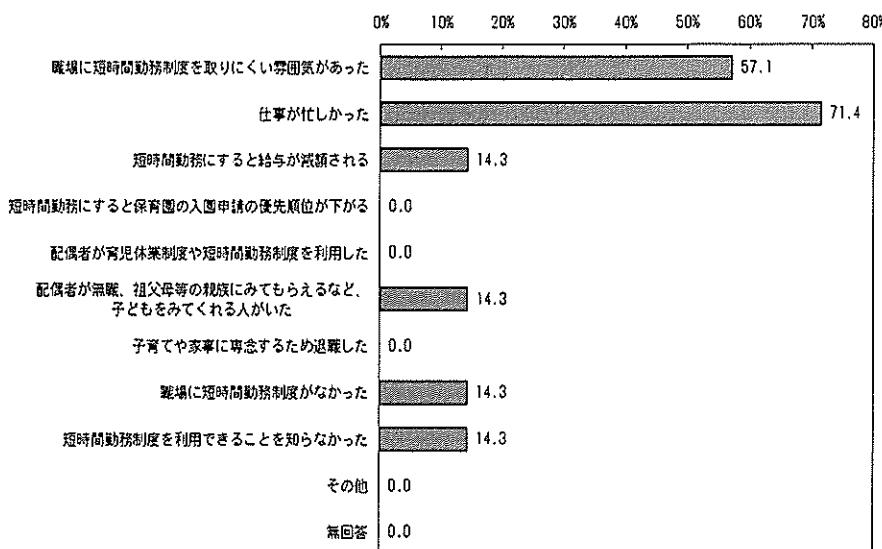
ウ 母親が短時間勤務制度育児休業を利用しなかった理由について

n=82



工 父親が短時間勤務制度育児休業を利用しなかった理由について

n=7



第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち

2 大切な視点

(1) 子どもの成長を支える視点（子の育ち）

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、子どもの視点に立った取り組みを進め、子どもの最善の利益を実現します。

(2) 親の子育てを支える視点（子育て）

親やその他の保護者が子育てについての第一義的責任があり、家庭は教育の原点であり、出発点です。子どもに限りない愛情を注ぎ、子育てを経験することで、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

(3) 地域社会全体で子育てを支える視点（地域）

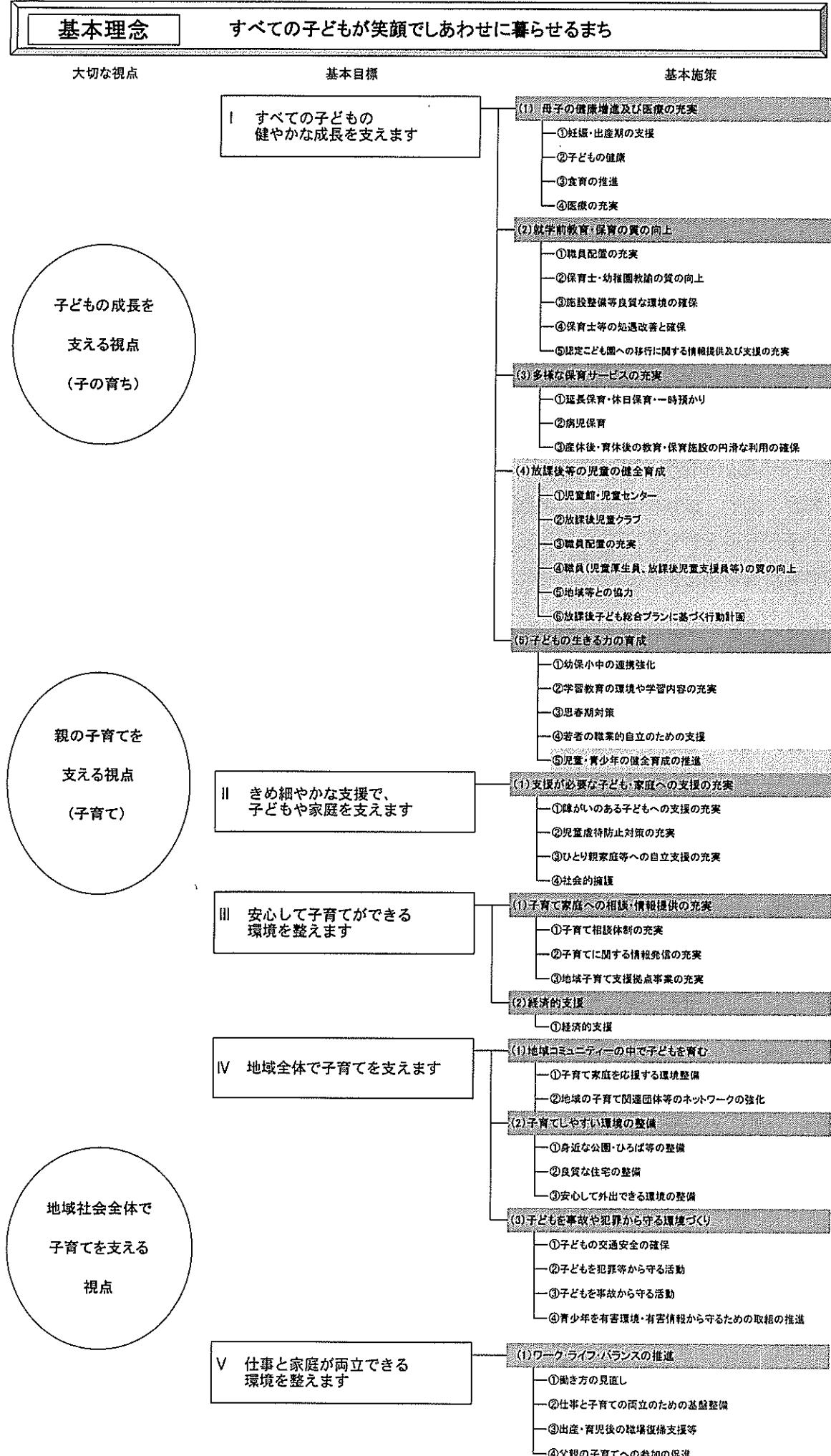
子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題です。子どもを取り巻く環境が変化している中、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者の子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげることが重要です。

家庭、学校、地域、職域その他社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、それぞれの役割を果たし、子どもの育ちと子育てを支援します。

3 基本目標

- (1) すべての子どもの健やかな成長を支えます
- (2) きめ細やかな支援で、子どもや家庭を支えます
- (3) 安心して子育てできる環境を整えます
- (4) 地域全体で子育てを支えます
- (5) 仕事と家庭が両立できる環境を整えます

4 計画の体系



基本目標 Ⅰ すべての子どもの健やかな成長を支えます

基本施策

(1) 母子の健康増進及び医療の充実

現状と課題

- 少子化等により、乳幼児の世話をする経験の不足と子育ての知識が不十分な状況の中で、妊娠、出産そして子育てを迎える親が多くなっています。
- 妊娠と出産は、女性の心身に短期間で変化が生じる時期です。この時期の健康状態が出産や胎児のほか、妊婦自身の健康に大きな影響を与えることから、安全な妊娠と出産のために正しい知識を得ることと健康管理を自らが行うという認識と行動が必要とされています。
- 安心して子育てをするためには、地域内で完結できる周産期医療体制の整備と夜間や休日における救急医療体制の充実が必要です。
- 子どもの生活において、成長に応じた適切な食事を摂ることが重要であることから、生活と食事に関する正しい知識に基づく生活環境づくりが求められています。
- 子どもへの接し方や発達に関する相談が増えています。保健、医療、福祉、関係機関が連携して支援していくことが重要です。

施策の内容

①妊娠・出産期の支援

- 母子ともに健康で安全な出産ができるよう妊婦相談や両親学級等の健康教育、妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。また、新生児訪問を全戸に行い、産後の親子の心と体の状況の把握とともに関連機関と連携して支援を行います。
- 産後ケアをするための施設、子育て支援施設「ゆりかご」を活用し、出産直後の母親の体力回復と育児不安の軽減を図ります。
- 健康な体で出産を迎えるために、思春期からの継続した心と体の健康管理の大切さについての啓発を行います。

《主な事業》

- | | | |
|----------------|------------|---------------|
| ○母子健康手帳交付 | ○妊婦相談・母乳相談 | ○妊婦一般健康診査公費負担 |
| ○両親学級 | ○妊婦家庭訪問 | ○不妊症治療費助成事業 |
| ○子育て支援施設「ゆりかご」 | | |

②子どもの健康

- すべての子どもは健康で成長できるよう子どもの年齢ごとの健診・教室、予防接種を実施するとともに、未受診者や未接種者に対して個々の状況に応じた支援を行います。
- 健診等の機会を通じて子どもの成長の経過を確実に把握するとともに、子どもの病気や障がいを早期発見・早期治療するために保健、医療、福祉、関係機関が連携し、必要な支援を行います。
- 個々の成長と発達に応じたかかわり方や将来健康で過ごすための基本的な生活習慣等に関する教育に取り組みます。

《主な事業》

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 乳幼児健診
- 乳幼児教室
- 予防接種
- 各種相談事業（育児相談、歯科相談、発達相談等）

③食育の推進

- 発育や発達段階に応じた栄養指導や情報提供を乳幼児健診、教室、相談等を通じて実施するとともに保育園、幼稚園、学校等と連携した食育を推進します。特に保育園では、毎日の給食そのものを食育ととらえるとともに、栄養士、給食担当者、保育士による「食」に関する指導の実施、毎日の給食サンプルの展示、「たべものだより」や試食会などを通して食の大切さを家庭へ情報提供します。

《主な事業》

- 離乳食・幼児食相談、乳幼児期からの食育
- 地元農畜産物の活用
- 管理栄養士による食育に関する講座
- 園児・児童による作物の栽培
- 食に関する情報の提供

④医療の充実

- 夜間における突発的な発熱等の比較的軽症の症状に対応する上田市内科・小児科初期救急センターの運営の継続と周知を図ります。また、休日の在宅当番医制事業、深夜の在宅当番医委託など救急医療体制の充実を図ります。
- 信州上田医療センターや市立産婦人科病院などの産科医師や助産師の確保を図ります。また、主にハイリスク分娩を担う信州上田医療センターと正常分娩を取り扱う市内産婦人科病院が連携し、安心してお産ができる体制づくりを行います。

《主な事業》

- 上田市内科・小児科初期救急センターの運営
- 在宅当番医制事業
- 医師確保修学資金等貸与制度
- 助産師確保修学資金等貸与制度

基本施策

(2) 就学前教育・保育の質の向上

現状と課題

- 上田市における保育士の配置基準は、国の基準に上乗せをしています。今後、保育内容のさらなる充実の視点から基準について検討する必要があります。また、近年、3歳未満児の保育が増加したことにより、未満児の年度途中からの入所が困難となっているため、受入体制の充実を図る必要があります。
- 近年、保育の質の向上はもちろんのこと、保育士の量的な確保が全国的にも大きな課題となっています。保育士の待遇改善の対策は行われていますが、限られた財源の中でより効果的な取り組みを検討する必要があります。
- 市内の老朽化している保育施設等については、児童の健やかな生活を確保するため、計画的な耐震化の調査、工事、遊具等の整備充実などにより、教育・保育環境の整備を図る必要があります。
- 公立保育所においては、入所児童がかなり少ない園が複数あり、児童の集団的保育の実施や財政負担、施設経営の面からある程度の規模は必要であり、今後、施設整備と合わせて保育所の適正配置を実施するに当たっては、地域性を考慮しながらクラスや保育所の適正な規模を考える必要があります。
- 少子化の進行に伴い、就学前教育の減少が見込まれる中で、公立保育所の配置については、可能な限り統廃合を実施し、進捗状況に応じ、指定管理者制度による委託、民営化など民間活力の導入も視野に入れながら計画的に見直す必要があります。
- 私立保育所等については、その先駆的な活動や独自性を尊重し、保育や教育の実践を継続するため、上田市の保育（幼児教育）を担う保育所等の適正配置を図っていく必要があります。
- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性を有することから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

施策の内容

①職員配置の充実

- 上田市では、1歳児の保育士配置基準について独自に上乗せを行い、児童3人（国基準6人）に対して保育士1人配置していますが、子どもの健やかな育ちを保障し、きめ細やかな保育を実施するために、例えば4歳児以上の児童25人（国基準30人）に対して保育士1人を配置するな

ど、少子化の傾向を勘案しつつ適正な配置基準を検討していきます。

- 少子化が進行する中、今後の入所児童数を勘案しながら、保育所等の統廃合と併せて受入体制の充実に向けた検討をします。

②保育士・幼稚園教諭の質の向上

- 質の高い教育や保育等、多様なニーズに対応できるために研修計画に基づいた研修の充実を図ります。
- 保育士・幼稚園教諭の自己学習を推進し、よりきめ細やかですべての子どもの利益を最優先に考えた教育や保育サービスが提供できるよう、研修の充実を図ります。

《主な事業》

- 保育士・幼稚園教諭の資質向上
- 教育・保育サービスの充実

③施設整備等良質な環境の確保

- 計画的に修繕や耐震化を行い、統廃合を含めた施設整備を検討します。

《主な事業》

- 保育施設等の整備

④保育士等の待遇改善と確保

- 公定価格に基づく保育士等の待遇改善を促進するとともに、保育士の人材確保対策を推進します。

《主な事業》

- 保育士等の待遇改善

⑤認定こども園への移行に関する情報提供及び支援の充実

- 認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れできるという特長があります。近年、満3歳未満児の入所希望が増加している状況をかんがみ、受入体制の確保の効果も期待できることから、幼稚園の認定こども園移行の促進について検討するとともに、幼稚園設置者及び保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うなど支援の充実を図ります。
- 研修会等について公私立の認定こども園、幼稚園、保育所すべてに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流・連携を推進します。

基本施策

(3) 多様な保育サービスの充実

現状と課題

- 保護者の就労形態の多様化と核家族の増加により、保育に関するニーズが多様化しています。保育園における長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズが増加していることから、延長保育、休日保育など保育サービスの充実を図る必要があります。
- 仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に伴う精神的・肉体的負担を解消するための理由による保育のニーズが増加していることから、一時預かりの充実を図る必要があります。
- 子どもが病気療養中又は回復期にあるため集団保育に不安がある場合、保護者は自分で看病したいと思っています。しかし、仕事の都合などでどうしても休むことができず看病できない場合があります。このような家庭への特別な保育支援が求められていることから、市は上田市病児保育センターを市内に1か所設置して必要な保育支援を実施しています。この病児保育センター事業については、まだ知らない方もいますので、更に周知を図る必要があります。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育園への入所時期を考慮して育休の取得をためらったり、取得した育休を途中で切り上げたりする状況があります。また、保育園への年度途中の入所が難しいことから、年度初めの入所のタイミングで職場復帰した人が多い状況となっており、育休満了時が年度途中であっても、希望者が円滑に入所できるよう教育・保育の提供体制を確保していく必要があります。

施策の内容

①延長保育・休日保育・一時預かり

- 保護者の就労形態の多様化や長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズの増加に対応して、延長保育、休日保育など保育サービスの充実を図ります。
- 仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に伴う精神的・肉体的負担を解消するための理由による保育ニーズの増加に対応して、一時預かりの充実を図ります。

《主な事業》

- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 一時預かり事業

②病児保育

- 病気療養中又は病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に上田市病児病後児保育センターを利用いただくため、更なる事業周知を図ります。

《主な事業》

- 病児・病後児保育事業

③産休後、育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 保護者の産休後及び育休後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所申請について、4月当初の入所申請と同時に申込みをすることが可能であり、働く母親の育児や仕事復帰への不安の解消につなげます。~~また、出生前の子どもの年度途中の入所申請も受け付け、4月当初に申請がされている入所児童数に応じた保育士を配置します。~~
- 保護者の産休後及び育休後の職場復帰が決まっている場合、休業開始前にすでに保育所等を利用していった子どもについては、児童福祉の観点から必要と認められる場合には、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能となるよう保育サービスの充実や施設等環境の整備を行います。

《主な事業》

- 育休明けの保育希望に対する入所相談

◎年度途中入所の申請受付

- 育休時の継続入所可能

基本施策

(4) 放課後等の児童の健全育成

現状と課題

- 核家族化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、ひとり親家庭の増加といった社会構造の変化に伴い、安心して働き、仕事と子育てを両立できる環境を望む保護者が増加しています。
- そのような中、放課後等（放課後や学校休業日）の児童の安全な居場所として、また、保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童施設（児童館・児童センター、放課後児童クラブ（学童保育所・児童クラブ））を設置しています。
- 小学生の数は減少していますが、放課後児童クラブを利用する児童の数は年々増加しています。
- 放課後児童クラブは、全小学校区に設置していますが、施設が老朽化したり、狭くなってきているところもあることから、それらの整備が課題です。
- 様々な子どもの放課後等の居場所を確保するため、放課後児童施設をはじめとした施設、職員配置の充実が求められています。
- それぞれの家庭では行われることが少なくなった伝統行事や季節行事、地域ボランティアの協力を得た読み聞かせ等を実施していますが、施設によりその実施状況に差があります。
- 平成26年に国で策定された「放課後子ども総合プラン」に基づく、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等について検討する必要があります。

施策の内容

①児童館・児童センター

- 18歳未満の児童であれば誰でも利用できる児童館・児童センターは健全な遊びの場を提供する施設として、今後も事業を継続します。
- 一度帰宅してからの利用が原則ですが、留守家庭児童対策として午後6時までに限り、学校から直接利用する児童の受け入れを行います。（旧上田地区の児童館・児童センター8館）
- 利用が少ない中学生及び高校生の利用促進のための施策を検討します。
- 施設の改修等を行い、より良い環境づくりに努めます。

②放課後児童クラブ

- 必要性がさらに増す放課後児童クラブは、今後の利用児童数を的確に見込み、できる限り待機児童が出ることがないよう努めます。
- アンケート調査等を行い、多様化する保護者ニーズを把握します。
- 老朽化したり、狭くなったりした放課後児童クラブは計画的に整備します。

③職員配置の充実

- それぞれの放課後児童施設の利用児童数に応じた適正な職員配置に努めます。
- 障がい、疾病、家庭環境等のため特別な支援が必要な児童が利用する場合は、国、県の補助金等を活用し、適切な職員を配置できるよう努めます。

④職員（児童厚生員、放課後児童支援員等）の質の向上

- 職員のスキルアップのための研修を開催するとともに、他の団体等が開催する研修等の情報提供を行います。
- 都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修に職員が参加しやすくするため、代替職員の雇上げ費用の補助を検討します。
- 市を交えた職員同士の定期的な情報交換会を開催し、情報の共有、課題の解決を目指します。
- その他の方法による職員のスキルアップを検討します。

《主な事業》

- 市主催の研修の開催

⑤地域等との協力

- 児童の健全育成には、高齢者や育児経験豊かな主婦等の地域の方の協力が必要なことから、これらの方がより一層参加しやすい環境づくりに努めます。
- 小学校・中学校と密接に連携し、協力して児童の健全育成に取り組みます。

《主な事業》

- 地域ボランティアによる読み聞かせ等の開催
- 地区懇談会の開催

⑥放課後子ども総合プランに基づく行動計画

- 全ての就学児童が多様な体験、活動を行うことができるよう、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討し、平成31年度までに13箇所以上の設置を目指します。
- 平成31年度までに連携型を含めた放課後子ども教室の全小学校区への設置を目指します。
- 一体型については小学校の余裕教室又は小学校敷地内の専用施設で放課後児童クラブを実施する小学校区で、連携型についてはそれ以外の小学校区で実施を検討します。
- 放課後子ども教室の実施場所は、放課後等の時間帯に使用することが少ない小学校の特別教室の活用を優先します。
- 放課後子ども教室の実施にあたっては、放課後児童クラブの指定管理者と協議しながら進めます。

*障がいのある子どもの放課後の生活支援については、基本目標Ⅱ「きめ細やかな支援で、子どもや家庭を支えます」－基本施策（1）「支援が必要な子ども・家庭への支援の充実」に記載

基本施策

(5) 子どもの生きる力の育成

現状と課題

- 現代の子どもと若者は、核家族化の進行、地域社会とのつながりの希薄化、厳しい雇用環境などの社会状況のもとで生活しています。このことから子どもや若者の生きる力を育成するための様々な支援が必要とされています。
- 子どもが小・中学校に入学する移行期は、新たな環境に適応するための時期であり、大きな環境の変化が原因で心が不安定となる児童・生徒が出てきます。この「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といわれる課題の解決を図るために、幼保小中のスムーズな連携を図るなどのきめ細やかな対応が必要です。
- 児童・生徒の学習意欲の低下が指摘されていることから、児童・生徒の学習意欲に働きかける魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育むことが重要です。
- 思春期の子どもの健康を害する要因として、性感染症、人工妊娠中絶、飲酒、喫煙などがあります。特に10代の出産は、社会的環境が整わない場合が多く、望まない妊娠につながることが多いため、未然に防ぐことが重要であるとともに命の大切さへの理解を深めることが必要です。
- 仕事をしたいが、なかなか見つからない、就職しても職場に定着できないなどの悩みを抱えている若者が増加しており、地域の将来を担う若者が安定した就職に結び付ける取組みが重要です。
- 子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。地域の方の協力を得て、児童が自主的に遊び、学びそして様々な体験活動を行うほか、地域住民と交流を図ることが重要です。また、子どもを取り巻く環境が急激に変化する中、子どもが抱く様々な不安や悩みについて対応することが重要です。

施策の内容

①幼保小中の連携強化

- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向けて、連続した子どもの発達を円滑に支えていくために、公私立保育・幼稚園長と小中学校長による合同会議を開催しています。この会議を通じて連携体制の強化を図ります。
- 「幼保と小」、「小と中」の連携を具体的に行うため、園児、児童及び生徒の相互交流や日常的な生活の分野からの連携を推進しているほか、教職員の相互派遣・交流による授業参観や授業実施などにより連携の強化・充実を図ります。
- 小学校入学前後の数か月は、子どもの育ちと学びのスムーズな移行のために大事な時期である

ことから、保育園・幼稚園では小学校入学後の生活に向けた「アプローチ・カリキュラム」、小学校では入学後における幼児期からのスムーズな移行のための「スタート・カリキュラム」の導入を進めます。

《主な事業》

- 幼保の子どもの小学校体験入学
- 校長・園長合同会議
- 教員相互による授業研究
- 保育士・幼稚園教諭の定期的な小学校への派遣
- 小学校6年生の中学校での体験学習
- アプローチ・スタートカリキュラムの作成

②学習教育の環境や学習内容の充実

- 各学校の創意工夫と地域の自然、伝統、文化、人材を活用して特色ある学校づくりの推進と特色ある教育を実践します。

《主な事業》

- 教員相互による授業研究

③思春期対策

- 思春期の心と体の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、学校等関係者と連携し情報提供や健康教育等を実施します。
- 中高生の乳児ふれあい体験教育を推進します。

《主な事業》

- 思春期の健康づくり講座
- 適正体重に関する教育の推進
- 学校、医療機関等との関係者連携会議
- 未来のお父さんお母さん支援事業

④若者の職業的自立のための支援

- 職業意識を高め、将来、上田地域へのUターンを推進するため、中学・高校の就学中におけるキャリア教育（職場体験研修など）の推進を図ります。
- 就職相談をはじめ、必要な企業情報の提供、就職面接会の開催等により、円滑な就職のマッチングを支援します。
- 若者サポートステーション・シナノと連携し、若者就職支援事業を推進します。

《主な事業》

- 中学生の職場体験学習
- 高校生インターンシップ事業
- 高校就職支援講座
- 高卒求人企業説明会、高校生事業所見学会、就職面接会等の開催
- 高校の進路指導教諭と求人企業の人事担当者の情報交換会の開催
- 企業ガイドブックの作成やウェブサイトによる地域企業情報の提供
- サポートステーション・シナノと連携した相談会や若年者就業支援セミナーの開催

⑤児童・青少年の健全育成の推進

- 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に、自治会・青少年団体・学校・公民館が連携をとりながら青少年健全育成運動を推進します。また、青少年の健全育成のための各種講座等を開催します。
- 児童や青少年、その保護者の不安や悩みに対応する相談体制の充実を図ります。
- 子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業など様々な学習や体験活動等の機会の充実を図ります。
- 高齢者や異年齢児との交流を通し、周囲とのかかわり方や社会的経験を学ぶ機会の充実を図ります。
- 子どもの成長における家庭での子育ての重要性を理解し、親の育児能力の向上を図るための学習機会の充実を図ります。
- 地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。
- 家族の団らんや、家庭における役割分担・家事分担とともに、家族のきずなの重要性が認識されるよう意識啓発を図ります。
- 関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図り、児童・青少年の非行防止に努めます。
- 「心の教育推進プラン」の読書運動、汗を流そう運動、あいさつ運動、スイッチ・オフ運動、子どもの権利を守る運動の5つの運動を家庭・地域社会・学校等と協力しながら推進していきます。

《主な事業》

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ○公民館等による体験活動 | ○青少年相談電話 |
| ○「家庭の日」の普及活動と作文募集 | ○地域住民による学校支援事業 |
| ○街頭補導活動 | ○「心の教育推進プラン」の推進 |

基本目標 II きめ細やかな支援で、子どもや家庭を支えます

基本施策

(1) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

現状と課題

- 平成24年度の児童福祉法の改正により障がいのある子どもへの支援の強化が図られ、福祉サービスのニーズも増加しています。早期発見、早期治療、その子どもと家族のニーズに応じたきめ細やかな家族に寄り添った継続的な支援を行うことが必要であり、関係者の連携によるネットワークの構築が求められています。さらに、医療的ケアの必要な子どもの地域生活支援の充実も重要です。
- 近年、発達が気になる子どもが増加していることから、市では発達相談センターを設置し、相談体制の充実を図ってきました。発達障がいは、早期に発見することによって、周囲が子どもの特性を理解し、共有しながら適切な支援をすることで、二次障害を防ぐことも可能です。また、発達障がいについての社会的な認知と理解が不十分なことから、さらなる適切な情報の周知を行うことが必要です。
- 療育のための通所施設として、市内には児童発達支援センターが2箇所ありますが、いずれも定員を超えた利用状況で、通園調整を行う必要があり、広域的な課題となっています。
- 保育園、幼稚園における障がいがある子どもの入園が増加していることから、保育士、幼稚園教諭の資質向上に向けた研修や専門職による巡回指導の充実が必要です。
- 小中学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会への参加に向け、一人ひとりのニーズに応えられる支援体制の充実が必要です。また、障がいのある子どもの放課後等児童対策への取り組みが必要です。そして、子どもが生まれ育った地域で役割を持ち、将来にわたり暮らししていくために関係機関・団体が連携し、地域で支える体制づくりが必要です。
- 子どもへの体罰、暴力、養育拒否などの児童虐待や、それを原因とする不登校や引きこもりなどの問題について、子どもにとって最善の利益となるように解決していく必要があります。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たない状況の中で、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっていることから、早期発見、早期対応を行うための関係機関による連携した対応が必要です。
- 近年、社会情勢の変化とともに、結婚観や家族観の違い、経済状況の悪化などの様々な理由により未入籍による出産や離婚が増加していることから、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は、子育てや家事と生計の維持をひとりで担わなければならないため、日常生活面において様々な困難に直面していることから総合的な支援が必要です。また、子どもの貧困が大きな社会問題となっていることから、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要です。

施策の内容

①障がいのある子どもへの支援の充実

- きめ細やかな相談と支援を行う体制づくりのため、子どもに係る保育園、幼稚園、各相談・支援機関、医療機関、学校及び行政などの関係機関による連携の充実を図ります。
- 成長段階に応じた切れ目のない支援を行うため、市独自の支援ノート「つなぐ」の利用促進を行い、一貫した支援の充実を図ります。
- 身近な地域で安心して生活ができるために福祉サービスの充実や、障がい特性に応じた放課後の生活支援のために施設職員の配置と研修、施設整備の充実を図ります。
- 障がいを早期に発見し、適切な保育や教育に向けた支援を行うために、保育士・幼稚園教諭の資質向上に向けた研修や専門職による巡回指導や保護者に対する支援などの充実を図ります。
- 小中学校において特別な支援を必要とする児童・生徒に対して特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置を行うとともに、インクルーシブ教育（※）やキャリア教育に対する教職員の共通の理解のもと適切な就学を支援します。また、校内の相談体制の充実と外部専門機関等との連携によるきめ細やかな支援体制の充実を図ります。

※インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加する目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受けること。

- 地域社会では、まちづくりの一環としてぷれジョブ活動を行うなど、障がいのある児童・生徒が「未来の地域をつくるなかま」となるよう、地域活動に対して支援を行います。

《主な事業》

○障がい児福祉サービスの提供

- ・児童発達支援事業
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・障害児相談支援
- ・地域生活支援事業（日中一時、移動支援）など

○障がい者手帳の受付、相談

- 福祉医療費給付金事業（障がい児）

○自立支援医療給付

- 専門職による発達相談事業

○専門医師による相談

- ペアレントトレーニング

○親子教室たんぽぽ（幼児対象）

- 支援ノート「つなぐ」の利用促進

○障害児巡回指導事業

- 発達支援担当保育士研修事業

○発達障がいに関する講演会

- 特別支援教育就学奨励費の支給

○特別支援学校卒業生の就労支援事業

- プレジョブ活動事業への支援

○特別支援教育コーディネーターと特別支援教育支援員の配置

○特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受付、相談

②児童虐待防止対策の充実

- 子どもの人権の尊重、保護の促進について定める子どもの権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの視点に立った相談と支援を推進していきます。
- 虐待を受けた児童に対する支援体制の強化及び医療、保健、福祉、教育、警察などの関係機関が連携して児童虐待への対応を行うため設置した「要保護児童対策地域協議会」により、情報の共有、早期発見・早期対応及び適切な保護を図ります。
- 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、積極的に相談に応じ必要な助言を行います。
- 乳幼児健康診査等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問で家庭状況を把握し、関係機関と連携を取り、支援を必要とする家庭と早期からかかわりを持つことにより、虐待発生の未然防止に努めます。
- 講演会や街頭での啓発活動を通じて、児童虐待防止を広く呼びかけることにより虐待に対する地域の理解を深めます。

《主な事業》

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○要保護児童対策地域協議会の開催 | ○家庭児童相談の実施、相談員の設置 |
| ○児童虐待防止講演会の開催 | ○児童虐待防止街頭啓発運動の実施 |
| ○チャイルドライン事業への支援 | |

③ひとり親家庭等への自立支援の充実

- 生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、経済的支援を行います。
- 就業の際に有利であり、生活の安定につながる資格取得に対し支援を行います。
- 家庭状況の急激な変化や緊急時の際には、日常生活について支援員を派遣します。

《主な事業》

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ○児童扶養手当の支給 | ○上田市母子寮の運営 |
| ○ひとり親家庭相談事業 | ○自立支援教育訓練給付金の支給 |
| ○高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給 | |
| ○福祉資金の貸付 | ○日常生活支援員の派遣 |
| ○ひとり親家庭の交流事業 | ○福祉医療費給付金事業(母子・父子) |
| ○要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給 | |

④社会的擁護

- 保護、養育が必要な児童の最善の利益となるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ児童相談所と更なる連携を図ります。また、児童の家庭・社会復帰などの支援について関係機関と連携を図ります。
- 子どもの養育について支援の必要性が特に高いと判断する家庭に対して、保健師・助産師・看護師等が訪問して助言・指導を行うことにより、適切な養育が行われるための支援を行います。
- 保護者の疾病、仕事等により家庭での養育が一時的に困難となった場合に、子どもが安心して生活できる環境が必要であるこから、施設において一時的に保育・養育を行うショートステイ事業やトワイライトステイ事業の充実を図ります。

《主な事業》

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○養育支援家庭訪問事業 | ○子育て短期支援事業（ショートステイ事業） |
| ○夜間支援事業（トワイライトステイ事業） | ○要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給 |

基本目標 III 安心して子育てができる環境を整えます

基本施策

(1) 子育て家庭への相談・情報提供の充実

現状と課題

- 少子高齢化が進み、多世代同居世帯の減少など家庭を取り巻く環境が変化しています。家族を構成する人数や兄弟姉妹の数が減っていることなどから、子どもが生まれるまで、子育てを経験したことがない人が増えてきており、「子どもの育て方が分からない」など育児に不安を感じている人は少なくありません。
- 隣近所の人や地域とのつながりが薄れ、身近に困りごとや不安を気軽に相談できる相手がない、また、悩みを相談できないなど孤独な環境で子育てする人も増えてきています。
- インターネットの普及により、必要な情報を簡単に検索できることから、自分の子どもと比較してしまい、発達等に不安を感じる保護者が増えています。
- 子育て中の母親のニーズが多様化している中、様々なニーズに対応した情報の提供を行っているが、なかなか周知がされていない現状があります。
- 上田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（以下、アンケート調査と記載）によると、40%を超える人が「身近な場所で情報提供や相談を受けられるようにしてほしい」と回答しています。
- 子育てに関する不安全感・負担感を持ち、子育て家庭の戸惑いや、生活の変化、日常の生活を支えるための相談事業に対するニーズは高いものがあります。また、様々な子育て支援事業を行っていますが、各家庭の状況に応じて、その子どもや家庭に必要な情報の提供や関係機関へつなぐなどの利用者の側に立った妊娠期から総合的に行う相談体制が求められています。
- 子育て支援センターや児童館・児童センター等を利用した「子育てひろば」では親子が交流、親同士、子ども同士で交流できるひろばを開設し、子育てに関する相談業務、講座の開催、情報発信を行っています。アンケート調査によると子育て支援センターや子育てひろばの認知度は97%ありますが、利用者は80%にとどまり、利用したことのない方に対し更に周知を進める必要があります。

施策の内容

①子育て相談体制の充実

- 子育て家庭の身近な場所において、個々のケースに適切に対応できるよう各種相談機能の充実を図ります。また、関係機関と連絡調整を図るとともに、相談機関の周知や利用しやすい体制の整備に努めます。
- 子育てに関する総合的窓口の開設として、「利用者支援事業」を行います。

- 子育て支援に関する、多様なニーズに対応するため、研修などを通じて支援者の質の向上を図ります。
- 保育園・幼稚園等では、未就園の乳幼児を持つ家庭を対象とした園開放や育児講座を行うことで、就園前の不安感の緩和を図ります。

②子育てに関する情報発信の充実

- 子ども又はその保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。
- 子育て支援のリーフレットの作成や市の広報・ホームページ・メール等を活用して、積極的に子育てに関する情報をより分かりやすく市内外へ提供していきます。

③地域子育て支援拠点事業の充実

- 乳幼児とその保護者の相互の交流の場の提供とともに、子育て講座、相談、情報提供を行い、地域の子育て支援機能の充実と地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進していきます。

《主な事業》

- | | |
|----------------|------------------|
| ○利用者支援事業 | ○子育て家庭通信の発行 |
| ○地域子育て支援拠点事業 | ○保育園・幼稚園等における園開放 |
| ○子育て支援情報のメール配信 | ○子育て支援センター通信発行 |
| ○子育て応援パンフレット配布 | ○育児 110 番 |

基本施策

(2) 経済的支援

現状と課題

- 景気の低迷が長期化する中、回復の兆しがあるとはいえ、依然として雇用環境は改善が見られない状況にあります。子育てに対する保護者の経済的な負担は大きく、不安を抱える保護者も少なくありません。
- 家庭における子どもの人数は2人が最も多く、3人以上の家庭は経済的負担から減少しています。また、少子化・社会対策白書によると理想とする子どもの数を持たない理由の最も多い理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています。
- 公私立保育園及び公立幼稚園の保育料については、国の保育料基準額表より低額な基準の設定や多子世帯の負担軽減や減免措置を行っています。また、私立幼稚園に通園している児童についても入園料、授業料を補助するなど、各種経済的支援を行っています。また、医療費についても平成24年度から義務教育修了まで広げ、通院入院医療費の助成をしています。
- アンケート調査によると就学前児童の保護者は「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が74%、就学児童の保護者では「教育にかかる経費を軽減して欲しい」が69%と最も多く回答しています。また、子育てに関して日ごろ悩んでいることや気になることでは、「子育てにかかる経済的な負担に関するこども」が37%と最も多く回答しています。
このことからも経済的支援に対しての要望が高く、子育て世帯に対して、引き続き経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

施策の内容

①経済的支援

- 健やかな子どもの成長のために、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 保育料、教育費の負担軽減に取り組みます。
- 多子世帯の保育料等の軽減措置の拡充に取り組みます。

《主な事業》

- 児童手当・特例給付の支給
- 保育料の軽減措置
- その他子育てに関わる各種経済的支援

- 福祉医療費給付金事業(子ども)
- 私立幼稚園就園奨励費の支給

基本目標 IV 地域全体で子育てを支えます

基本施策

(1) 地域コミュニティーの中で子どもを育む

現状と課題

- 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。
また、平成 25 年度に国が実施した家族と地域における子育てに関する意識調査によると、子育てをする人にとって、地域の支えが必要だと思う割合は 90%以上となっています。
- 保護者が、家庭の中のみにならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加して、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要です。
- 子どもの数の減少により、異年齢や世代間での交流の機会が減少するとともに、家庭や地域の教育力（子育て力）の低下が指摘されており、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育していくことが重要となっています。
- 子育てに関しての第一義的責任は、その保護者にありますが、子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき最重要課題であり、地域、社会が一体となり、孤立しがちな子育て家庭と地域の人々をつなげ、身近な地域における子育て支援を推進していくことが重要です。
- 子育てを支援するサークル・団体と子育てサークルが、ネットワークを作り、情報交換を行い、定期的に連絡会議を行っていますが、子育て家庭の横のつながりを広げ、子育て仲間を増やせるよう、更に子育てサークル等への支援の充実が必要です。

施策の内容

①子育て家庭を応援する環境整備

- 仕事と育児の両立のための環境を整備するため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）による、子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・

センターの活性化を図ります。

- 地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育てサポーター養成講座を開催し、子育て支援センター、児童館などで開催する子育てひろばやサークルの活動の場などで、利用者の話し相手や子どもたちの見守りの活動を行う子育てサポーターの充実を図ります。
- 子育てを行う人たちがともに学び合い、仲間づくりを行うことを支援するため公民館などが子育て支援に関する講座を開催します。
- 多くの企業や店舗にご協力いただきながら、地域全体で子育て家庭を応援する「ながの子育て家庭優待パスポート」の利用促進を図ります。

《主な事業》

- ファミリー・サポート・センター事業
- ながの子育て家庭優待パスポート事業
- 子育てサポーター養成講座
- 公民館などによる子育て支援の各種講座

②地域の子育て関連団体等のネットワークの強化

- 子育て世帯が、地域、社会のあらゆる構成員の多様な知識や経験を有する様々な世代から助言・支援を受けることができる環境づくりを推進します。
- 身近な地域での人とのかかわりや地域活動への参加など地域全体で子育て家庭を支援できるよう子育て中の保護者、子育てボランティア、子育てサポーター、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、NPOなど関係機関のネットワークの強化を図ります。
- 地域において互いに支え合う子育て支援を推進するため、子育て支援の担い手となる人材を確保します。
- 地域において、子育てを支援する団体やサークル等の活動を支援します。

《主な事業》

- 子育て家族応援事業
- 子育て関連団体等との連携

基本施策

(2) 子育てしやすい環境の整備

現状と課題

- 安心して子どもを生み育てるためには、子育てしやすい環境が必要です。
アンケート調査によると、就学前児童の家庭の70%を超える人が、「子どもが安心して遊ぶことができる公園や広場の整備をしてほしい」、「子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」と回答しています。
- 子どもや子育て家庭がより安全・快適に暮らすために、身近な公園の整備や公共施設等のバリアフリー化など環境の整備を充実させる必要があります。
- 子育て家庭や市民が文化や芸術などを通して交流し、憩うことができるよう、交流文化・芸術センターに市民緑地広場を整備しました。
また、身近な公園・ひろば等の整備を進めるため、コミュニティ助成事業等を活用し、市民協働による公園整備を進めることも必要です。
- 上田市における55箇所の都市公園については、開園から30年以上経過する公園が60%以上、その他の児童遊園地についても大半が、整備後、数十年経過しており、遊具などの公園施設等の老朽化が進んでいます。このため、公園長寿命化計画を基に、公園の遊具等の更新、改築、改修による公園整備を進めることができます。
- 平成22年3月に策定した「上田市市営住宅等ストック総合活用計画」において、“誰もが良質で安定した居住を確保し、安全、安心、快適に暮らせる住宅づくり”を基本理念として、“セーフティネットを支える住宅づくり”を基本目標の一つとして掲げています。
子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるためには、子育てに配慮した居住環境の整備が必要です。
- 乳幼児を連れての外出時には、オムツ替え・授乳ができる場所やベビーカーを利用しやすい環境などが必要です。乳幼児を連れての外出時の負担を軽減するために、子ども連れの家族に配慮した施設整備や情報提供を図る必要があります。

施策の内容

①身近な公園・ひろば等の整備

- 子どもが安心して遊べる公園の整備を進めるとともに、既存の公園についても、バリアフリー化などのリニューアルについて検討します。また、都市公園長寿命化事業等による遊具などの公園施設の改築、改修を行い、公園利用者の安全・安心を確保します。

- 子どもがのびのびと遊べるように、また、子育て中の親子や地域の住民等が交流し、憩うことができるよう、地域の方々の地域における遊び場への理解に努めます。

《主な事業》

- 都市公園長寿命化整備事業

②良質な住宅の整備

- 公営住宅を良好かつ適切な状態で供給するため、日常の維持管理に努めるとともに、子育て家庭への良質な住宅の供給に努めます。
- 市営住宅の申込みに際して、多子、母子、父子家庭などについて、一般の入居者より抽選回数又は抽選倍率が有利となる優先枠制度を引き続き行います。

《主な事業》

- 市営住宅「優先入居枠制度」

③安心して外出できる環境の整備

- 乳幼児を抱える家族がオムツ替えや授乳等で気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんステーション」の拡大を図るとともに、子ども連れの家庭に配慮した施設整備の推進について啓発します。
- 妊婦・子ども・育児者の立場からの視点を重視した、公共施設等におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した公共施設や歩道などの整備を図ります。
- 子育てに配慮された施設等の情報収集を行い、情報提供の充実を図ります。

《主な事業》

- 赤ちゃんステーション事業
- バリアフリー化推進事業

基本施策

(3) 子どもを事故や犯罪から守る環境づくり

現状と課題

- 子どもの交通事故件数は、年々減少していますが、自転車乗車中及び歩行中の交通事故が多く、交通ルールの遵守、自転車運転マナーの向上が急務となっています。
交通安全に関しては、幼児・児童、生徒が被害に遭うことを防ぐために、交通安全教室を積極的に開催するとともに、小中学生に対するヘルメットの配布を継続実施し、関係機関、団体と連携した安全な道路環境の整備を進めることができます。
- 全国各地で発生している子どもを対象とした凶悪犯罪は、上田市においては発生が無いものの、声かけ等の不審者情報は数多く寄せられていることから、登下校時の子どもの安全確保が引き続き重要な課題となっています。
また、青少年健全育成の対策から上田市暴走族等対策会議のメンバー、防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち当市の犯罪件数も減少傾向にありますので、引き続き更なる防犯意識の高揚、地域の自主的な防犯活動への支援など市民が安心して暮らせる犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する必要があります。
- 子どもの事故は、小さな事故から命にかかる大きな事故まで、その内容は様々です。子どもの事故には、周りの大人が、子どもの年齢や成長段階に応じた特性と行動を知り、適切な対策をとることで、防げるものがあります。子どもの事故予防を推進していくことは、子どもの健全育成を考えるうえでも重要なことです。
- 近年、子どもたちが携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを利用する機会が増加する中、長時間利用による生活習慣の乱れや、インターネット上の違法・有害情報サイトに起因する犯罪やトラブルに子どもたちが巻き込まれるケースが多発するなど、様々な問題が深刻化しています。
これからの中学生たちは、「情報活用能力」と「情報モラル」の両面から学び、自ら考えて使用・行動する力を身に付けることが求められています。
また、有害自動販売機などの地域の有害環境への対応なども含め、有害情報から子どもを守る体制の整備が求められています。

施策の内容

①子どもの交通安全の確保

- 全児童に対する子どもの登下校用ヘルメット、自転車専用ヘルメットの配布と着用推進を図り、子どもの交通安全教室や交通指導員による通学路での街頭指導を推進するとともに、ドライバーに対する交通マナー向上の啓発に努めます。

- 子育て世代を対象とした交通安全教育を行うとともに、チャイルドシートの効果と正しい使用方法の啓発に努めます。
- 地域住民、学校、PTA、警察、交通指導員等関係機関と連携して、安全な道路環境の整備、補修等を行い、子どもが安心して登下校できる道路環境づくりを推進します。

《主な事業》

- | | |
|-----------------|--------------|
| ○交通安全啓発講座 | ○児童用のヘルメット配布 |
| ○交通指導員による街頭指導活動 | |

②子どもを犯罪等から守る活動

- 出前講座等により、家庭や地域の防犯意識の高揚を図り、子ども自らが危険を回避するための防犯知識の周知に努めるとともに、「防犯当番」制度、「こどもを守る安心の家」の普及啓発を推進します。
- 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、子どもに関わる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。
- 防犯灯の設置補助など環境整備を進めるとともに、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。
- 声かけ事件や児童生徒に関連する事件が発生した場合、メールで情報を発信し、情報の共有化を図るとともに、事件の拡大防止を図ります。

《主な事業》

- | | | |
|------------|-------|--------------|
| ○防犯灯設置補助事業 | ○防犯講座 | ○不審者情報のメール配信 |
|------------|-------|--------------|

③子どもを事故から守る活動

- 誤飲、転落、転倒、やけどといった子どもの事故防止のための啓発を行うとともに、保育園、幼稚園等での安全対策の整備と情報共有を図ります。

④青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進

- 地域の有害環境への対応や、インターネット等メディアによる有害情報対策を推進するため、関係機関等との連携を図るとともに、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の利用促進等に向けた情報の周知を図ります。
- 子どもにとって有害となる情報についての対策を推進するため、講演会・講座の開催やチラシの配布等を行い、有害情報に関する知識の普及啓発を図ります。

《主な事業》

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○「心の教育推進プラン」の推進 | ○メディア利用に係るチラシの配布 |
| ○環境浄化活動 | ○街頭補導活動 |

基本目標 V 仕事と家庭が両立できる環境を整えます

基本施策

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、非正規就労者の割合が高まっています。また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることから、出産を機に退職する女性も少なくありません。
- 子育て期にある30代及び40代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高く、「毎日残業が多く、仕事と生活のバランスが取りにくい。」「育児休業の取得を言い出しがちの職場の雰囲気があった。」という声も聞かれています。

子育ては、男性にとっても、親としてまた地域社会で生きる一人の人間として、生きがいや喜びをもたらすものです。性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます。
- アンケート調査によると、40%を超える人が「残業時間の短縮や育児休暇などの休暇取得の促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」と回答しています。

また、現在就労していない母親のうち、80%を超える人が将来就労することを希望しています。現在働いている母親約57%を加えると、90%を超える人が働いている又は働きたいと考えています。

育児休業取得については、取得しなかったと回答した母親が約20%で、そのうち約55%が「子育てや家事に専念するため退職した」と回答しています。

職場で「育児休業を取りにくい雰囲気があった」が約20%、「職場復帰時の短時間勤務制度をとりにくい雰囲気があった」が約65%ありました。

また、子どもが病気の際の対応については、約80%の人が、「病児保育センターを利用したいと思わない」と回答しており、その理由の多くは「子どもが病気の時は自分で看病したい」という回答でした。
- 子育てを理由として仕事をいったん中断した後、再び就労を希望する女性への支援、男女ともに働きながら子育てできる多様な就労形態に対応した支援を行う必要があります。
- 県が行っている「社員の子育て応援宣言」には、上田市から多くの事業主が参加しており、企業等の仕事と子育ての両立に向けた取り組みや理解も進んできています。

仕事と子育ての両立のためには、労働者、事業主等が共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解を深めることが重要であり、行政と関係団体による啓発を更に進める必要があります。
- 男女がともに子どもを育てるためには、労働時間の短縮や育児休業の取得促進など、子育てをしやすい雇用環境を整備する必要があります。そのためには事業主が積極的にこれらの環境整備に取り組むことが必要です。

施策の内容

①働き方の見直し

- 男女ともに子育てと仕事を両立でき、健康で豊かな生活が送れるよう、労働者、事業主、保護者等へ労働時間の弹力的な運用や、育児休業制度等の利用促進の働きかけなど、働き方の見直しへの意識の啓発・広報に努めます。
- 父親、母親ともに職業生活優先の意識や男女の固定的な役割分担意識を改め、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識の啓発を図ります。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識の啓発を図ります。
- 働きながら子育てをしているすべての人が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、休みやすい環境整備など子育てをしている人に配慮した職場づくりや子育てを支援する制度の趣旨・内容についての普及啓発を行います。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取り組みに対し、支援・評価する仕組みづくりを推進します。
- ワーク・ライフ・バランスを先進的に実施している企業等の取組みを広報等で紹介します。
- 国・県・事業主等関係機関と連携して、仕事と子育ての両立のための基盤整備の推進を図ります。

③出産・育児後の職場復帰支援等

- 結婚や出産、育児等のために退職した女性が再就職できるよう、ハローワーク上田等関係機関との連携を強化し、各種情報の収集や提供、再就職のための相談体制の充実、就職相談や就業に向けたスキルアップセミナーの実施等を図り、結婚や子育てなどで離職した人の再就職を支援します。
- 職場復帰を支援するため、能力開発に向けた研修会や資格取得のための学習機会の充実を図ります。

④父親の子育てへの参加の促進

- 家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画を促進するとともに、父親が育児に関する知識や技術を習得する機会の提供や気軽に相談できる体制の整備を図ります。また、父親としての自覚を促すための「父親のためのパンフレット」の配布や「体験講座」を開催します。
- 父親が育児休業、介護休業等がとれる職場環境の整備について、企業等への働きかけを行うとともに制度の普及を図ります。
- 家庭、地域、職場などあらゆる場での男女の固定的な役割分担意識の解消を図るために、啓発・広報活動や学習会の提供を行い、男女がともに子育ての喜びを享受できる社会づくりを推進します。

《主な事業》

- 上田市男女共同参画推進事業者表彰
- 再就職支援講座の開催
- 入札時の優遇制度
- すてきなパパになりたい人のための講座
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動
- 企業へのワーク・ライフ・バランスのための講座

- 男女共同参画推進事業
- 融資制度「子育て支援資金」
- パパもいっしょ講座

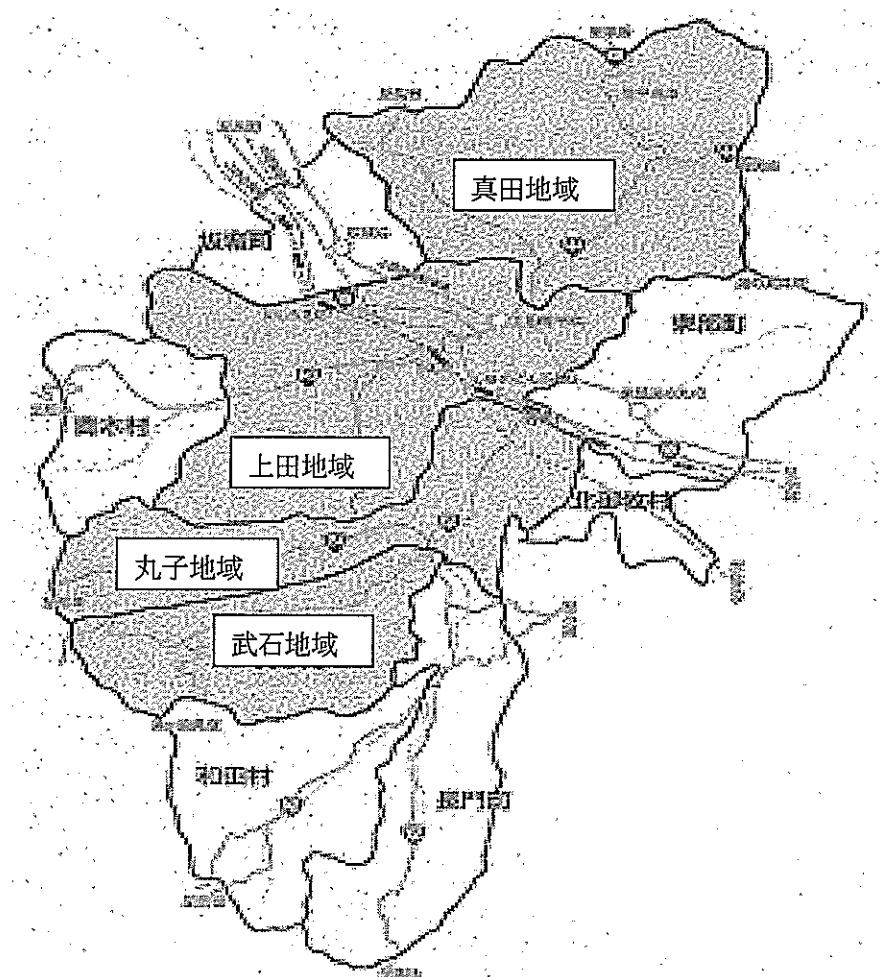
第5章 教育・保育施設の充実

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

本市は、旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村の4市町村が平成18年に合併した市であり、それぞれが教育・保育の通園圏域を形成しているため、4つの区域（上田地域・丸子地域・真田地域・武石地域）を教育・保育提供区域の基本とします。

なお、この設定区域は、教育・保育の需要量を見込むためのものであり、設定した区域外への通園等が妨げられるものではありません。



区域の設定は、地域自治センターごとの区割りとしました。

2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

教育・保育の認定区分

認定区分	利用できる施設	対象者
1号認定 (教育標準時間)	幼稚園 認定こども園	満3歳以上の子どもで、教育を希望する者
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	保育園 認定こども園	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望する者
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	保育園 認定こども園	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園などでの保育を希望する者

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1号認定(3~5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」について

(1) 上田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	945	951	954	949	949
② 確保の内容	969	978	978	973	973
特定教育・保育施設	-	-	-	-	-
上記以外の施設	969	978	978	973	973
②-①	過不足	24	27	24	24

(2) 丸子地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	154	160	158	158	158
② 確保の内容	154	160	158	158	158
特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
上記以外の施設	64	70	68	68	68
②-①	過不足	0	0	0	0

(3) 真田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	70	74	69	69	69
② 確保の内容	70	74	69	69	69
特定教育・保育施設	-	-	-	-	-
上記以外の施設	70	74	69	69	69
②-①	過不足	0	0	0	0

(4) 武石地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	24	27	24	24	24
② 確保の内容	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	-	-	-	-	-
上記以外の施設	0	0	0	0	0
②-①	過不足	(24)	(27)	(24)	(24)

※()数字は不足数

(5) 市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1,193	1,212	1,205	1,200	1,200
② 確保の内容	1,193	1,212	1,205	1,200	1,200
特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
上記以外の施設	1,103	1,122	1,115	1,110	1,110
②-①	過不足	0	0	0	0

注) 認定前のため、「上記以外の施設」には確認を受けない幼稚園が含まれています。

2号認定(3~5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」について

(1) 上田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	2,182	2,223	2,209	2,200	2,201
幼稚期の学校教育の利用希望が高い	198	192	191	190	190
上記以外	1,984	2,031	2,018	2,010	2,011
② 確保の内容	2,182	2,223	2,209	2,200	2,201
特定教育・保育施設	1,984	2,031	2,018	2,010	2,011
上記以外の施設	198	192	191	190	190
②-①	過不足	0	0	0	0

(2) 丸子地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	340	347	344	343	343
幼稚期の学校教育の利用希望が高い	30	30	29	29	29
上記以外	310	317	315	314	314
② 確保の内容	345	352	349	348	348
特定教育・保育施設	310	317	315	314	314
上記以外の施設	35	35	34	34	34
②-①	過不足	5	5	5	5

(3) 真田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	163	165	164	164	164
幼稚期の学校教育の利用希望が高い	15	14	14	14	14
上記以外	148	151	150	150	150
② 確保の内容	163	165	164	164	164
特定教育・保育施設	148	151	150	150	150
上記以外の施設	15	14	14	14	14
②-①	過不足	0	0	0	0

(4) 武石地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	52	53	53	53	53
幼稚期の学校教育の利用希望が高い	5	5	5	5	5
上記以外	47	48	48	48	48
② 確保の内容	47	48	48	48	48
特定教育・保育施設	47	48	48	48	48
上記以外の施設	0	0	0	0	0
②-①	過不足	(5)	(5)	(5)	(5)

(5) 市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	2,737	2,788	2,770	2,760	2,761
幼稚期の学校教育の利用希望が高い	248	241	239	238	238
上記以外	2,489	2,547	2,531	2,522	2,523
② 確保の内容	2,737	2,788	2,770	2,760	2,761
特定教育・保育施設	2,489	2,547	2,531	2,522	2,523
上記以外の施設	248	241	239	238	238
②-①	過不足	0	0	0	0

注) 認定前ため、「上記以外の施設」には確認を受けない幼稚園が含まれています。

3号認定(0~2歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」について

(1) 上田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	957	989	1,018	1,049	1,080
② 確保の内容	957	990	999	999	999
特定教育・保育施設	870	900	908	908	908
地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	87	90	91	91	91
②-①	過不足	0	1	(19)	(50)
					※()数字は不足数

(2) 丸子地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	154	159	164	169	174
② 確保の内容	154	159	186	207	207
特定教育・保育施設	139	144	170	187	187
地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	15	15	16	20	20
②-①	過不足	0	0	22	38
					※()数字は不足数

(3) 真田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	67	69	71	73	75
② 確保の内容	67	68	68	68	68
特定教育・保育施設	67	68	68	68	68
地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	過不足	0	(1)	(3)	(5)
					※()数字は不足数

(4) 武石地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	22	22	23	24	24
② 確保の内容	22	22	23	25	25
特定教育・保育施設	22	22	23	25	25
地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	過不足	0	0	0	1
					※()数字は不足数

(5) 市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1,200	1,239	1,276	1,315	1,353
② 確保の内容	1,200	1,239	1,276	1,299	1,299
特定教育・保育施設	1,098	1,134	1,169	1,188	1,188
地域型保育事業	-	-	-	-	-
認可外保育施設	102	105	107	111	111
②-①	過不足	0	0	(16)	(54)
					※()数字は不足数

【特記事項】

平成30年度及び平成31年度の(5)市全域において、「量の見込み」に対する「確保の内容」が不足しておりますが、保育士の確保等による体制の充実や保育室の改修等の施設整備により、確保対策を行っていく方針です。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から市内全域又は教育・保育提供区域で設定します。なお、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、小学校区による区域設定とします。

事業区分	区域の設定	考え方
①利用者支援事業【新規】	市内全域	必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、利用可能なすべての施設のサービスの利用調整、情報集約ができるよう「市内全域」とする。
②地域子育て支援拠点事業	市内全域	本事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる場を提供する事業であることから「市内全域」とする。
③妊婦健康診査	市内全域	健診は、県内の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市内全域」とする。
④乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市内全域」とする。
⑤養育支援訪問事業	市内全域	児童相談所や保健所、医療機関などとの連携が必要不可欠であり、全市的な情報を元に迅速な対応が求められることから「市内全域」とする。
⑥子育て短期支援事業	市内全域	一時的な不定期の、養育・保護を実施する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とする。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	子育ての相互援助活動を行う事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とする。
⑧一時預かり事業	4区域 (上田・丸子・真田・武石地域)	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域と同一の設定が好ましいことから、「上田・丸子・真田・武石の4区域」とする。
⑨延長保育事業	4区域 (上田・丸子・真田・武石地域)	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域と同一の設定が好ましいことから、「上田・丸子・真田・武石の4区域」とする。
⑩病児保育事業	市内全域	本事業は病気の際、突発的に利用される事業であり、医療機関との連携が必要不可欠なことから、事業を円滑に実施するため、「市内全域」とする。
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学校区	放課後児童クラブは、通学している小学校から直接利用する施設であり、他の小学校区の放課後児童クラブを利用することはないため、「小学校区」とする。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

①利用者支援事業【新規】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の内容（か所）	1	1	1	1	1
過不足（か所）	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	92,539	92,849	93,160	93,472	93,785
量の見込み（か所）	13	13	13	13	13
確保の内容（人）	92,539	92,849	93,160	93,472	93,785
確保の内容（か所）	13	13	13	13	13
過不足（人）	0	0	0	0	0
過不足（か所）	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316
量の見込み（回）	18,424	18,424	18,424	18,424	18,424
確保の内容（回）	18,424	18,424	18,424	18,424	18,424
過不足（回）	0	0	0	0	0

④乳児家庭全戸訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（件）	1,259	1,258	1,257	1,258	1,257
確保の内容（件）	1,259	1,258	1,257	1,258	1,257
過不足（件）	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	146	143	144	145	143
量の見込み（回）	964	944	950	957	944
確保の回数（回）	964	944	950	957	944
過不足（回）	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業

◆ ショートステイ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	23	23	23	23	23
確保の内容（人）	23	23	23	23	23
過不足（人）	0	0	0	0	0

◆ 夜間支援

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）	18	18	18	18	18
確保の内容（人）	18	18	18	18	18
過不足（人）	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（件）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保の内容（件）	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
過不足（件）	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（1）上田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	32,524	32,853	33,180	33,501	32,825
箇所数	9	9	9	9	9
確保の内容	32,524	32,853	33,180	33,501	32,825
過不足	0	0	0	0	0

（2）丸子地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	5,358	5,402	5,462	5,515	5,569
箇所数	3	3	3	3	3
確保の内容	5,358	5,402	5,462	5,515	5,569
過不足	0	0	0	0	0

（3）真田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,348	2,377	2,394	2,422	2,445
箇所数	1	1	1	1	1
確保の内容	2,348	2,377	2,394	2,422	2,445
過不足	0	0	0	0	0

（4）武石地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	781	790	796	805	813
箇所数	0	0	0	0	0
確保の内容	781	790	796	805	813
過不足	0	0	0	0	0

(5) 市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	41,011	41,422	41,832	42,243	42,652
箇所数	13	13	13	13	13
確保の内容	41,011	41,422	41,832	42,243	42,652
過不足	0	0	0	0	0

(イ) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育事業以外）

(1) 上田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6,988	7,069	7,139	7,208	7,278
箇所数	12	12	13	13	13
確保の内容	6,988	7,069	7,139	7,208	7,278
過不足	0	0	0	0	0

(2) 丸子地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,153	1,162	1,175	1,186	1,198
箇所数	3	3	3	4	4
確保の内容	1,153	1,162	1,175	1,186	1,198
過不足	0	0	0	0	0

(3) 真田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	505	511	515	521	526
箇所数	1	1	1	1	1
確保の内容	505	511	515	521	526
過不足	0	0	0	0	0

(4) 武石地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	168	170	171	173	175
箇所数	1	1	1	1	1
確保の内容	168	170	171	173	175
過不足	0	0	0	0	0

(5) 市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	8,824	8,912	9,000	9,088	9,177
箇所数	17	17	18	19	19
確保の内容	8,824	8,912	9,000	9,088	9,177
過不足	0	0	0	0	0

⑨延長保育・休日保育事業

(1) 上田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	26,088	26,873	27,658	28,436	29,218
箇所数	30	30	30	30	30
確保の方策	26,088	26,873	27,658	28,436	29,218
過不足	0	0	0	0	0

(2) 丸子地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,298	4,419	4,553	4,681	4,810
箇所数	7	7	7	7	7
確保の方策	4,298	4,419	4,553	4,681	4,810
過不足	0	0	0	0	0

(3) 真田地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,884	1,944	1,995	2,056	2,112
箇所数	3	3	3	3	3
確保の方策	1,884	1,944	1,995	2,056	2,112
過不足	0	0	0	0	0

(4) 武石地域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	627	647	664	684	703
箇所数	1	1	1	1	1
確保の方策	627	647	664	684	703
過不足	0	0	0	0	0

(5) 市全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	32,897	33,883	34,870	35,857	36,843
箇所数	41	41	41	41	41
確保の方策	32,897	33,883	34,870	35,857	36,843
過不足	0	0	0	0	0

⑩病児・病後児保育事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延べ利用者数(人)	589	589	589	589	589
確保内容(人)	589	589	589	589	589
過不足(人)	0	0	0	0	0
施設箇所数(施設)	1	1	1	1	1
過不足(施設)	0	0	0	0	0

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

清明小		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込み(人)	45	45	44	43	44
	確保の内容(人)	45	45	44	43	44
	過不足(人)	0	0	0	0	0
東小	量の見込み(人)	79	82	81	84	84
	確保の内容(人)	79	82	81	84	84
	過不足(人)	0	0	0	0	0
西小	量の見込み(人)	42	42	41	41	39
	確保の内容(人)	40	40	40	40	39
	過不足(人)	(2)	(2)	(1)	(1)	0

北小	量の見込み(人)	28	29	30	29	29
	確保の内容(人)	28	29	30	29	29
	過不足(人)	0	0	0	0	0
城下小	量の見込み(人)	53	58	59	58	57
	確保の内容(人)	53	58	59	58	57
	過不足(人)	0	0	0	0	0
塩尻小	量の見込み(人)	39	40	45	51	52
	確保の内容(人)	35	35	35	35	52 35
	過不足(人)	(4)	(5)	(10)	(16)	0 (17)
川辺小	量の見込み(人)	92	99	98	97	94
	確保の内容(人)	92	99	98	97	94
	過不足(人)	0	0	0	0	0
神川小	量の見込み(人)	50	51	53	54	53
	確保の内容(人)	45	45	45	45	53 45
	過不足(人)	(5)	(6)	(8)	(9)	0 (8)
神科小	量の見込み(人)	45	44	42	43	42
	確保の内容(人)	45	44	42	43	42
	過不足(人)	0	0	0	0	0
豊殿小	量の見込み(人)	52	56	58	58	57
	確保の内容(人)	45	45	45	45	57 45
	過不足(人)	(7)	(11)	(13)	(13)	0 (12)
東塩田小	量の見込み(人)	23	24	23	22	22
	確保の内容(人)	20	20	20	20	22 20
	過不足(人)	(3)	(4)	(3)	(2)	0 (2)
中塩田小	量の見込み(人)	45	48	50	47	47
	確保の内容(人)	45	48	50	47	47
	過不足(人)	0	0	0	0	0
塩田西小	量の見込み(人)	32	33	35	35	34
	確保の内容(人)	32	33	35	35	34
	過不足(人)	0	0	0	0	0
浦里小	量の見込み(人)	10	9	9	8	8
	確保の内容(人)	10	9	9	8	8
	過不足(人)	0	0	0	0	0
川西小	量の見込み(人)	41	44	45	43	44
	確保の内容(人)	41	44	45	43	44
	過不足(人)	0	0	0	0	0
南小	量の見込み(人)	54	56	56	55	54
	確保の内容(人)	54	56	56	55	54
	過不足(人)	0	0	0	0	0
丸子中央小	量の見込み(人)	59	59	58	58	56
	確保の内容(人)	59	59	58	58	56
	過不足(人)	0	0	0	0	0
西内小	量の見込み(人)	5	4	5	6	5
	確保の内容(人)	5	4	5	6	5
	過不足(人)	0	0	0	0	0

丸子北小	量の見込み(人)	56	57	59	57	58
	確保の内容(人)	56	57	59	57	58
	過不足(人)	0	0	0	0	0
塩川小	量の見込み(人)	31	31	32	31	31
	確保の内容(人)	31	31	32	31	31
	過不足(人)	0	0	0	0	0
菅平小	量の見込み(人)	4	4	5	5	5
	確保の内容(人)	4	4	5	5	5
	過不足(人)	0	0	0	0	0
長小	量の見込み(人)	15	17	18	18	19
	確保の内容(人)	15	17	18	18	19
	過不足(人)	0	0	0	0	0
傍陽小	量の見込み(人)	18	18	18	16	14
	確保の内容(人)	18	18	18	16	14
	過不足(人)	0	0	0	0	0
本原小	量の見込み(人)	42	44	42	38	39
	確保の内容(人)	42 28	44 28	42 28	38 28	39 28
	過不足(人)	0 (14)	0 (16)	0 (14)	0 (10)	0 (11)
武石小	量の見込み(人)	31	31	32	31	27
	確保の内容(人)	30	30	30	30	27
	過不足(人)	(1)	(1)	(2)	(1)	0
市全域	量の見込み(人)	991	1,025	1,038	1,028	1,014
	確保の内容(人)	969 955	996 980	1,001 987	986 976	1,014 964
	過不足(人)	(22) (36)	(29) (45)	(37) (51)	(42) (52)	0 (50)

第7章 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ、保健・福祉・医療など幅広い分野にわたるものです。

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、関係各部課や関係機関と連携し、府内の推進体制の強化を図ります。

2 市民・地域、関係団体等との連携

本計画を着実に推進していくためには、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体の協力が不可欠です。

社会全体で子育てを支援する環境を整備していくため、計画の内容について市ホームページや市広報紙等により周知・啓発を行うとともに、子どもにかかわる機関や企業、NPOなど各種団体との連携・協力体制を強化します。

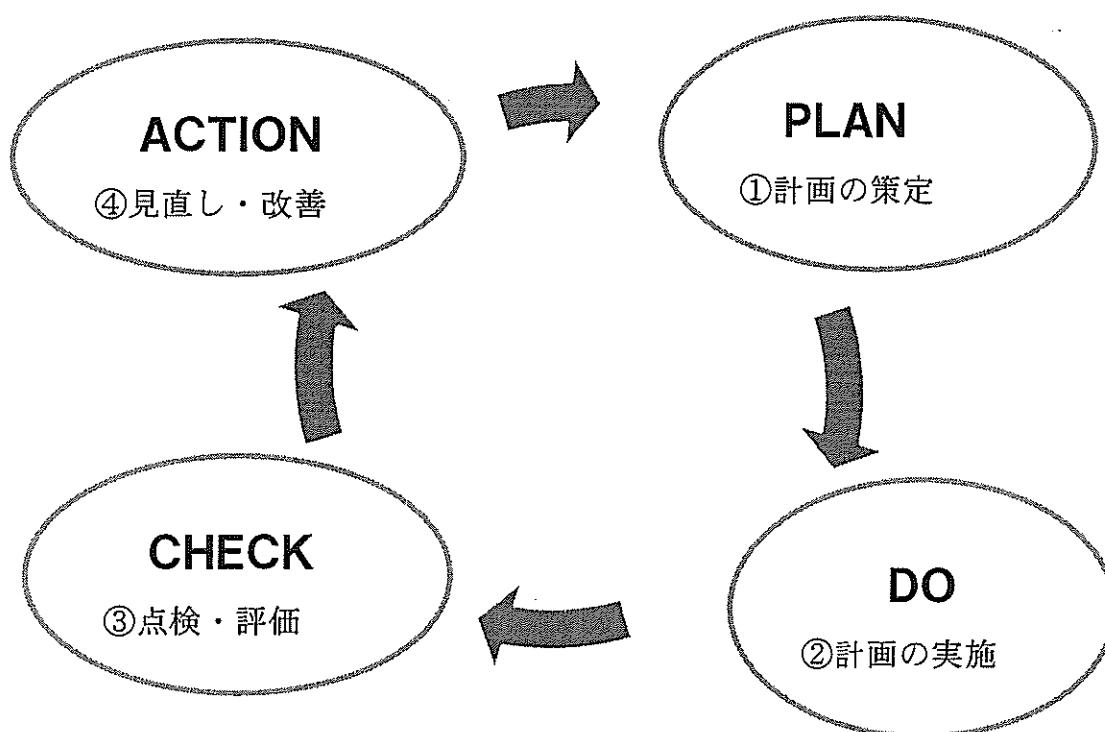
3 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

4 計画の達成状況の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「上田市子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



資料編

資料1 計画策定の経過

資料2 上田市子ども・子育て会議条例

資料2 上田市子ども・子育て会議条例